

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 請求に対する判断

- 1 本件請求のうち、平成23年5月から平成24年3月までの政務調査費に係る請求を棄却する。
- 2 本件請求のその余の請求を却下する。

第2 監査の請求

1 請求人及び請求人代理人

(1) 請求人

東御市八重原915番地27	西村 誠
東御市八重原915番地27	西村 悦子
千曲市大字森2505番地	竹内 昌子
長野市伺去242番地	内山 卓郎
北佐久郡軽井沢町長倉1938番地7	田中 博正
北佐久郡軽井沢町長倉1938番地7	田中 百合子
北佐久郡軽井沢町軽井沢東9番地2	中山 久
北佐久郡軽井沢町軽井沢東9番地2	中山 伊知郎
北佐久郡軽井沢町軽井沢東9番地2	中山 光子

(2) 請求人代理人

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1068-73 弁護士 松葉 謙三

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成24年10月10日である。

3 請求の内容

- (1) 提出された長野県職員に関する措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

なお、請求人が政務調査費を違法・不当に充当していると主張する会派別の経費の一覧表である別紙1から別紙7までの添付は省略する。

監査請求の要旨

第1 当事者

監査請求人は、長野県民である。

長野県知事は、阿部守一である。

平成23年度の長野県会議員の会派として、自由民主党県議団、県民クラブ・公明、創志会、県政ながの、改革・緑新、改革・新風、日本共産党、無所属改革クラブ、信州さきがけ、などがある。

第2 政務調査費の用途基準

- 1 地方自治法100条14項、15項は以下のとおり定めている。

「⑭普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」

「⑮前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入および支出の報告書を議長に提出するものとする」

2 政務調査費の支給についての条例

長野県においては、政務調査費の交付に関する条例第7条に「会派は、政務調査費を議長が定める用途基準に従い使用しなければならない」と定め、政務調査費の交付に関する条例施行規定第3条は「条例第7条の用途基準は、別表のとおりとする」と定めている。

また第7条の別表では、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」「人件費」の9種類の用途費目を定めている。

同条例11条は以下のとおり定めている。

「第11条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による支出（第7条に規定する用途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と定めている。

従って、長野県議会の政務調査費は、「その年度において」支出された、「長野県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

第3 長野県議会の平成23年度の県議会派の政務調査費の違法、不当な充当の身

1 「議員控室」（又は「本部」）の人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代などは50%按分すべき

各会派の県庁にある「議員控室」（また「本部」という）においては、議員全員のための事務を担当していると推定されるが、議員控室の事務は、政務調査だけでなく、政党活動、一般の議員活動、後援会活動、選挙活動などの事務も行っていると推定される。したがって、議員控室で使う人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代などは、議会の議員の地位、権限、職務内容から考え、政務調査費に全部充当するべきでなく、原則として、50%按分すべきである（いくつかの判例においてもそのように判断している。仙台高裁19・4・26、仙台高裁19・12・20、青森地裁22・3・26、大分地裁23・2・24）。しかるに、各会派は、100%政務調査費から充当している。違法と言うほかない。

2 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会

会派関係の国会議員や国や長野県の役人への陳情・要請・要望活動は、議員の政治活動であり、政務調査活動ではないので、政務調査費を充当するには不適正である。これらの者との意見交換は、要望も含まれており、政治活動でもあるから、50%按分すべきである。

議員団総会は主として議会活動であり、政治活動・選挙活動も含まれており、原則として、政務調査費を充当すべきでなく、少なくとも、50%按分すべきである。

- 3 会派の支部の件費、事務所賃料（大阪高裁19・12・26は3分の1が相当であるとし、仙台高裁19・4・26、仙台高裁19・12・20、青森地裁22・3・26、神戸地裁23・5・11、大分地裁23・2・24は2分の1が相当とし、熊本地裁22・3・26は2分の1ないし3分の1を相当とする）、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代、時刻表、住宅地図も50%按分すべき、

会派の支部事務所は、ほとんどの事務所において、一般の議員活動、後援会活動も行っており、件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代も50%按分すべきである。

- ① 家賃（事務所賃料）、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費（東京高裁22・11・5、盛岡地裁22・11・19）

多くの議員は、支部事務所後援会活動等政務調査以外の活動をしていることを認め、家賃（事務所賃料）、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費は、50%按分している。しかし、一部の議員は、100%を政務調査費から充当しており、違法である。50%按分して充当すべきである。

- ② 件費

一部の議員は、件費につき、50%按分して充当しているが、多くの議員は、100%政務調査費から充当しており、違法である。50%按分して充当すべきである。

- 4 携帯電話料

一部の議員は、携帯電話料につき、3分の1ないし4分の1を政務調査費に充当しているが、多くの議員は、50%政務調査費から充当しており、違法である。なぜならば、携帯電話は、政務調査費のみならず、政党活動、後援会活動、私的にも使うのであり、4分の1を政務調査費から充当するのが正当である。50%按分は違法である。

- 5 本代

多くの議員は、本代を100%政務調査費に充当しているが、中身をみると、政務調査と関係がない、または、関係が極めて薄いものがある。これらの本代に100%政務調査費から充当するのは違法である。

- 6 県政だよりなど県政報告書の印刷費、新聞折り込み代、郵送料（名古屋高裁21・9・17、旭川地裁21・10・20、東京高裁22・11・5）

ほとんどの県政報告書の印刷費、新聞折り込み代、郵送料については、100%政務調査費から充当されている。

県政報告書は、一応、県議会の議論の内容が記載されているが、議員の皆さんが、県政報告書を作成し、配布する目的には、政務調査の目的より、県民に自分の活動を知らせ、名前を売り、選挙に有利にする目的が大きいため、議論についての記載の内容が、詳しくなく、議論の内容より、顔写真や活動写真がかなり多くなる傾向があり、また、文章より、議論の項目程度になり、議論の内容が分からないものが多い。したがって、政務調査費を充当するのは、原則として50%とすべきである。中には、政務調査より、後援会目的や選挙目的が大部分となっている県政報告書もあり、これらは、政務調査費を充当するのは、20%が相当であり、また、政務調査費を充当するのは不適切と言うものもある。

中には、ほとんど、政務調査費を100%充当してもよいものも一部ある。

7 ほとんど全員参加の県外視察

3つの会派は、遠方の観光地近くへ、ほとんど会派全員で調査に行き、観光地に宿泊している。近県でも、参考になる調査先はあるはずであり、しかも、調査なら全員で行く必要性はないと考えられる。懇親や観光も目的であるから、遠くの観光地へ行くと強く推定される。

① 自由民主党県議団の群馬県と山梨県への視察調査

自由民主党は、別表1-5のとおり、所属議員9人と随行員1人の合計10人で、平成23年8月1日から2日まで、群馬県と山梨県へ、視察調査に行った。調査先は、長野県政にはあまり参考にならないと推定される山梨県美術館、イオンモール甲府昭和店などが含まれている。この視察調査は、3人で十分であり、10で行ったのは、観光と懇親をすることを含むものと推定される。また、よって、人数も多すぎ観光・懇親目的もあり、50%だけ、政務調査費から充当すべきである。

② 県政ながのの愛媛県・高知県への県外調査

県政ながのは、別表3-9の番号6のとおり、会派6人全員で、平成24年1月23日から24日まで、愛媛県と高知県を視察調査し、36万円余を使った。愛媛県庁では、森林環境税を高知県の町役場では自然エネルギー施策、小水力発電などを視察調査した。視察調査の詳細は不明である。全員で、こんな遠くまで来て視察調査する必要性は疑問である。よって、人数も多すぎ観光・懇親目的もあり、50%だけ、政務調査費から充当すべきである。

③ 改革・新風の高知県・徳島県・兵庫県への調査視察

改革・新風は、別表4-13の番号75のとおり、所属議員15人全員及び事務局員1人で、平成23年11月9日から12日まで、高知県・徳島県・兵庫県への調査視察を行い、11月10日は、四万十市役所と高知県庁を調査し、11月11日は、上勝町の彩農家を視察し、11月12日は、一部の議員が神戸市の人と防災未来センターを視察し、合計176万7340円を政務調査費から支出した。調査視察の中身は不明であり、参加人員も多すぎ、観光と懇親目的もあると推定される。また、調査は3人で十分であり、50%按分にすべきである。

第4 各会派の違法支出理由と額

各会派の政務調査費の違法な充当の中身と不当利得額、不法行為による損害賠償額は、以下のとおりとなる。

1 自由民主党県議団

自由民主党県議団は、別紙1の別表1-1ないし13のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙1の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、2317万1592円である。

2 県民クラブ・公明

県民クラブ公明は、別紙2の別表2-1ないし11のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙2の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金549万7855円である。

3 創志会

創志会は、別紙3の別表3-1のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙3の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金86万1052円である。

4 県政ながの

県政ながのは、別紙3の別表3-2ないし9のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙3の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金725万8143円である。

5 改革・緑新

改革・緑新は、別紙4の別表4-1のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金66万6602円である。

6 改革・新風

改革・新風は別紙4の別表4-2ないし13のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金1668万5198円である。

7 日本共産党

日本共産党は、別紙5の別表5-1ないし5のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金761万3073円である。

8 無所属改革クラブ

無所属改革クラブは、別紙6の別表6-1ないし3のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金17万0348円である。

9 信州さきがけ

信州さきがけは、別紙7の別表7-1のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金80万2880円である。

第5 怠る事実

以上のとおり、長野県知事は、自由民主党県議団らによる地方自治法100条14項、15項、及び、長野県政務調査費の交付に関する条例違反行為によって多大な損害を被っている。長野県知事阿部守一は、今現在に至るまで全く上記損害の填補のための手だてを取っていないものであり、地方自治法242条1項における「怠る事実」があると認められる。

第6 正当な理由

本件請求の中には、行為があってから1年以上経過したものがあるが、平成23年度の政務調査費の資料が公開されたのは、平成24年6月1日であり、1年を経過したことの「正当な理由」があることは明白である。

第7 結論

よって、監査委員は、長野県知事阿部守一に、次のとおり勧告することを求める。

「長野県知事阿部守一は、平成23年度の政務調査費の返還として、自由民主党県議団に対し金2317万1592円を、県民クラブ・公明に対し金549万7855円を、創志会に対し金86万1052円を、県政ながのに対し金725万8143円を、改革・緑新に対し金66万6602円を、改革・新風に対し金1668万5198円を、日本共産党に対し金761万3073円を、無所属改革クラブに対し金17万0348円を、信州さきがけに対し金80万2880円を返還させること。」

上記のとおり、地方自治法242条1項の規定により別紙事実証明書を添付の上必要な措置を請求する。

添付資料（事実証明書）

1 情報公開された政務調査費資料の一部

- ① 自由民主党県議団の証拠（甲1号証の1～341）
- ② 県民クラブ・公明の証拠（甲2号証の1～113）
- ③ 創志会の証拠（甲3号証の1～7）
- ④ 県政ながのの証拠（甲3号証の8～105）
- ⑤ 改革・緑新の証拠（甲4号証の1～10）
- ⑥ 改革・新風の証拠（甲4号証の11～87）
- ⑦ 日本共産党の証拠（甲5号証の1～7）
- ⑧ 無所属改革クラブの証拠（甲6号証の1～8）
- ⑨ 信州さきがけの証拠（甲7号証の1～7）

4 監査委員の除斥

本件監査に当たり、風間辰一監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

5 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成24年10月23日、受理を決定した。

6 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定による陳述については、請求人から希望しない旨の意思表示があったため実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

7 請求書の補正

監査委員事務局において、提出された別紙1から別紙7までの記載内容と証拠書類とを照合したところ、積算誤り、重複記載等が複数箇所で見られたため、請求書の補正を求めた。これに対し、請求人は、自由民主党県議団、県民クラブ・公明、県政ながの及び改革・新風について、平成24年11月1日付けで、不当利得額及び不法行為による損害賠償額として返還を求める金額を以下のとおり補正した。

自由民主党県議団	19,346,358円
県民クラブ・公明	5,440,548円
県政ながの	7,168,807円
改革・新風	15,697,479円

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求には、支出の日から1年を経過した政務調査費が含まれているが、請求人は「平成23年度の政務調査費の資料が公開されたのは、平成24年6月1日であり、1年を経過したことの「正当な理由」があることは明白である。」と主張している。

しかしながら、平成23年4月分に係る政務調査費については、同月において議員の任期が満了することに伴い、政務調査費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号。以下「条例」という。）第6条ただし書の規定により、同月10日に交付されており、また、平成23年7月1日以降は、条例第12条第2項の規定により、同年4月分に係る収支報告書及び領収書その他の書類の写し（以下「証拠書類の写し」という。）の閲覧を請求することが可能であったことが認められる。

したがって、本件請求のうち、平成23年4月分の政務調査費に係るものについては、行為のあった日から1年を経過したことについて、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められないことから、監査の対象とならないものと判断する。

また、本件請求のうち、平成23年5月以降の政務調査費に係るものについても、支出の日から1年を経過した政務調査費が含まれているが、条例第12条第2項の規定により、これらに係る収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することが可能となったのは、平成24年6月1日であったことから、平成23年5月以降の政務調査費に係る請求については、行為のあった日から1年を経過したことについて、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があると認められる。

以上のことから、平成23年度一般会計の議会費の政務調査費のうち、平成23年4月分を除いた本件請求に係る政務調査費の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか及び当該支出に対し損害の填補のための手立てを講じていないことが、財産

の管理を怠る事実にあたるかについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局総務課を監査対象機関とした。

3 請求人への照会

平成24年10月26日付けで請求人に対し、以下の事項に関して、請求人が主張する
充当すべき按分率の違い等について説明を求めた。

(1) 陳情、要望活動、要請活動、交通費、旅費及び宿泊費

請求書別紙で指摘している「不適正」、「50%按分」、「政務調査でない」、「政務
調査だけでない」等の違いについて

(2) 書籍の購入

請求書別紙で指摘している「不適正」、「50%按分」等の違い又は会派による違
いについて

(3) 県政報告書等の広報紙

ア 請求書別紙で指摘している「不適正」、「10%按分」、「20%按分」等の違いに
ついて

イ 会派による違いについて

ウ 請求書で述べている「100%充当してもよいもの」の考え方について

(4) 人件費の日当

請求書別紙で指摘している「充当が多すぎる」と「政務調査だけでない」との
違いについて

(5) 視察調査

自由民主党県議団、県政ながの及び改革・新風の視察調査において、3人で十
分とする理由等について

4 請求人の意見書の提出

上記3の照会に対し、平成24年10月29日付けで請求人から、以下の概要のとおり、
電子メールにより意見書が提出された。

政務調査費に関する活動内容は、抽象的で、充当の適切さについて十分な判断が
できないことは当然であり、推定するしかない。請求人の推定に対し、会派が反論・
反証をすべきであり、多くの裁判では、反論・反証がない限り、請求人の推定が採
用されるのである。

(1) 陳情、要望活動、要請活動、交通費、旅費及び宿泊費

記載内容によって、請求人が推定して、判断したものである。

(2) 書籍の購入

会派により充当率が違うのではなく、本の題名により判断したものである。

(3) 県政報告書等の広報紙

ア 中身がわからない場合は、50%按分とし、中身がわかる場合は、政務調査と
議員の宣伝との割合を推定して判断したものである。

- イ 会派により充当率を判断したのではなく、中身により判断したのである。
- ウ 県政報告書の中身を見て、100%の充当が相当と判断したものについては、別紙に記載していない。

(4) 人件費の日当

「充当が多すぎる」としたのは、政務調査とその他の業務とを区別し、政務調査費を充当した場合である。「政務調査だけでない」としたのは、全部政務調査費を充当した場合である。

(5) 視察調査

調査は、会派により6人から16人で行っているが、3人程度で調査して、参加しない人に報告すればすむと考えられることから、経費は50%以下になると推定したものである。調査事項は重要ではない。

5 監査対象機関の陳述

法第242条第7項の規定により、監査対象機関である議会事務局総務課に対して陳述を求めたところ、陳述書の提出をもって陳述に代える旨の意思表示があったことから、平成24年11月9日までに提出を求めた結果、議会事務局長名による陳述書が同日付けで提出された。陳述書の概要は次のとおりである。

なお、別途行った議会事務局総務課に対する調査において説明を求めた事項のうち、陳述書の内容を補足すると思われる同課の説明は注書のとおりである。

請求人に対して、この陳述書に対する意見の有無を確認したところ、同日請求人から、反論する考えはない旨の意思表示が電子メールによりなされた。

陳述書の概要

(1) 政務調査費制度についての基本的な考え方

政務調査制度は、平成12年の法の一部改正により創設された制度で、本県では条例及び政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年長野県議会告示第1号。以下「規程」という。）を制定し、議会各会派に政務調査費を交付している。

議員の調査研究（政務調査）活動は、県政の政策課題、議会で審議する案件等について行う調査研究・情報収集のための活動、県民、政治家、行政関係者、民間団体等との意見交換・情報収集を行う活動、研修会又は講演会の開催及び他団体が開催するそれらの会合への参加などの政務調査能力を向上させるための活動、政策又は方針を立案及び発信するため、会派内・会派間において意見交換又は意見調整を行う活動、県民等に対して行う広報活動、これらの活動を実施するための補助的・経常的な活動など広範多岐にわたっており、また、議員の主たる役割である政策形成機能及び執行機関の監視機能の重要性が増してきている中、その基礎となる議員の調査研究活動の領域も拡大してきている。

調査研究活動の範囲及び政務調査費の活用については、会派及び議員の自主性及び自律性を尊重することが求められる一方、その活動について県民の理解を得るためには、議員の日常的に行われるその他の活動（政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動など）と明確に区分していくことが要請されている。

そこで、長野県議会においては、全国に先がけ、平成15年度分の政務調査費から、領収書を含む全ての証拠書類を公開するとともに、政務調査費について、より厳正な取扱いを期すため、「政務調査費マニュアル」（平成16年8月策定。以下「マニュアル」という。）を策定し、これを基準として、政務調査費の適正な執行に努めている。現に、政務調査費の使途をめぐる社会情勢の変化及び本県議会各会派を相手取った住民訴訟の和解条項を反映するかたちで、平成21年3月にマニュアルを改正し、時代の要請にも応えてきているところである。

(2) 政務調査費の充当についての基本的な考え方

平成22年3月23日の最高裁判決にあるとおり、規程第3条に定める政務調査費の使途基準（以下「使途基準」という。）に合致しているか否かの判断をするに当たっては、各会派及び議員の自主性、自律性及び調査研究活動に対する裁量を尊重すべきものとする。

また、平成22年4月12日の最高裁判決により、国における立法事務費の事例にも見られるような特殊性や秘密性を有する調査研究活動への充当についても、各会派及び議員の合理的判断の範疇^{はんちゆう}に属するものとする。

一方、政務調査費の財源が貴重な公金であることに鑑み、県議会の各会派が自ら判断するための指針としてマニュアルを策定し、その後の政務調査費をめぐる社会情勢の変化及び本県における住民訴訟の和解条項を反映するかたちで改正を加え、それを基準として政務調査費のより厳格な執行に努めている。

政務調査費の充当に当たっては、社会通念上妥当な範囲（注1）のものであることを前提とした上で、マニュアルに従い、調査研究に要した費用の実費に充当することを原則としている。ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）及び宿泊した場合の食卓料については、実費の把握が困難であること等から、県の旅費規程を準用して定額で充当している。また、使途基準の項目中、事務費及び人件費に充当する場合で調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたいときには、時間割合その他合理的な方法により按分し、広報費に充当する場合で後援会等と共同して発行するときには、按分して充当するものとしている。

(3) 住民監査請求の対象とされた各経費への充当について

ア 会派控室における事務費及び人件費について

マニュアルでは、事務費及び人件費について、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたい場合には、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとし、具体的な按分方法も示している。

会派は、会派控室を政党活動、後援会活動、選挙活動などの拠点として使用している実態はなく、調査研究活動の拠点として活用しているため、マニュアルに従って全額充当している。

イ 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会について

調査研究（政務調査）活動は広範多岐にわたり、政治家、行政関係者等との意見交換又は情報収集活動は、調査研究（政務調査）活動の一環であり、陳情、要望活動及び要請活動は、マニュアルの「調査研究費」に該当する。

議員団総会は、同様に、政策又は方針を立案及び発信するため、会派内において意見交換を行う場であり、マニュアルの「会議費」に該当する。

社会通念上（注2）、これらの経費を按分することは想定されておらず、マニュアルでは、原則、事務費、人件費及び広報費についてのみ、按分という方法を採用することとしている。

ウ 会派支部における事務費及び人件費について

マニュアルでは、各議員の事務所を会派の支部事務所と位置付けて政務調査費の充当を認めており、会派の調査研究活動に係る事務費（後述の事務所経費に係るものを除く。）及び人件費については、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区別しがたい場合には、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとし、具体的な按分方法も示している。

また、会派支部の事務所経費については、マニュアルの事務費中に「事務所経費」の項目を設け、「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に政務調査費を充当できることを明示している。さらに、事務所で使用する光熱費、電話料金、上下水道代金及び賃借料については、事務所の形態に応じた費目別の充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準を定めている。

なお、各議員（各会派支部）の活動態様又は事務所の形態は一様ではなく、その実態に応じ（注3）、マニュアルに従った按分率により適切に充当している。

エ 携帯電話料金について

携帯電話は、同一の端末が調査研究活動とそれ以外の活動とに用いられることがあり得ることから、その料金については、マニュアルの事務費中に「通信費」の項目を設け、2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当することを明示している。

携帯電話利用の態様は一様ではなく、その実態に応じ（注4）、マニュアルに従った按分率により適切に充当している。

オ 本代について

マニュアルの資料購入費中に「書籍購入代」の項目を設け、「領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する」ことを義務づけた上で、政務調査費が充当できることを明示している。各議員は、社会通念上妥当な範囲（注5）で、マニュアルに従い、政務調査費を全額充当している。

カ 県政報告書など広報費について

広報紙印刷代並びにそれに付随する送料及び新聞折込代については、マニュアルの広報費中に「広報紙印刷費・送料・新聞折込代」の項目を設け、後援会等と共同して発行する場合には、按分して充当する必要があることを明示している。

広報紙の発行の在り方は、実態として各会派（支部）で一様でなく、マニュアルに従い、現に実態に応じた按分率（注6）を採用し、適切に充当している。

キ 県外への視察・調査等について

視察・調査については、マニュアルの調査研究費中に「交通費・宿泊費」の項目を設け、交通費及び宿泊費への充当についての考え方を詳細に記載し、政務調査費が充当できることを明示している。

各会派では、県政の政策課題、議会で審議する案件等に鑑み、適時適切な対応のもと、視察・調査を実施している。

なお、政務調査費の支出に当たっては、会派及び議員の自主性及び自律性が尊重されなければならない、視察・調査の実施方法については、会派の合理的判断（注7）に委ねられているものとする。

(4) まとめ

各会派による調査研究活動への政務調査費の充当は、各会派及び議員の自主性及び自律性が尊重されるべきものであるが、一方で、公金からの支出でもあるため、法の趣旨に基づいた条例及び規程に定める使途基準に、そして、充当の指針たるマニュアルに合致した執行を、各会派で適時適切に行っており、監査請求人が主張するような違法かつ不当な支出は存在しないものとする。

(5) 追記

平成23年4月に長野県議会議員選挙が実施されたことに伴い、同年4月の1か月分の政務調査費については、同年7月1日をもって条例第12条の規定に基づく閲覧を開始している。

したがって、閲覧開始をもって1年の起点とする請求人の主張によれば、平成23年4月分に係る政務調査費については、「行為があつてから1年以上経過したもの」であり、法第242条第2項ただし書の規定は適用されず、住民監査請求の対象外であるとする。

補足説明

(注1) 政務調査費の充当が「妥当である」と、社会一般が認めうる支出の範囲を指す。規程に定める「使途基準」に合致した支出であれば、一義的には「妥当な範囲」内にあるものとする。

(注2) 陳情、要望活動、要請活動及び議員団総会の主たる目的は、調査研究（政務調査）活動であり、政党活動又は後援会活動とは、明確に異なるものである。また、政務調査費は、実費弁償の原則に基づいており、そもそも交通費については、経費按分という性質のものではないとする。

(注3) 人件費は、調査研究活動の補助業務に従事している時間又は割合に応じ、また、事務所経費は、その外形上の形態（事務所が兼ねる機能）に応じ、按分時の算式及び充当限度額をマニュアルに示している。

(注4) 携帯電話料金は、その性質上、いかなる目的でどの程度使用したのかを正確に把握することが困難であり、使用実態を裏付ける客観的数値がないため、少なくとも2分の1を超える部分には充当すべきではないと考えられることから、2分の1を上限として適切に按分する旨、マニュアルに示している。

(注5) 本代は、娯楽性の有無又は県政との関連性の有無がそれに当たるもの

と考える。ただし、その判断に当たっては、各会派及び議員の自主性、自律性及び裁量が最大限尊重されるべきものとする。

(注6) 広報紙印刷費、送料及び新聞折込代については、後援会等と共同して発行する場合、適切に按分すべき旨、マニュアルに示している。ただし、按分の具体的方法については、各会派の裁量の範疇^{はんちゆう}と考える。

(注7) 調査研究活動に当たり、最も適切と考えられる方法を選択することをいう。その判断に当たっては、各会派及び議員の自主性、自律性及び裁量が最大限尊重されるべきものとする。

6 監査対象機関の監査

法第242条第4項の規定により、監査対象機関である議会事務局総務課に対し、平成24年10月31日に、関係帳簿、関係書類及び聞き取りの調査を実施し、必要に応じて議会事務局総務課を通じて会派から説明を求めた。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務調査費に関する法令等について

ア 政務調査費については、法第100条第14項後段において、「交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と、また、同条第15項において、「条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されており、本県においてはこれらの規定に基づき、平成13年3月に条例を制定している。

イ 条例第1条において、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定める旨規定し、条例第2条において、政務調査費は会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付すると規定している。

ウ 政務調査費の額については、条例附則第2項において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に交付する政務調査費の額は、月額31万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額と規定している条例第3条第1項の規定にかかわらず、月額29万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額と規定している。

エ 条例第7条において、会派は政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならないと規定し、当該規定を受けて、規程第3条及び別表でそれを定めている。その内容は以下の表のとおりである。

項目	内容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における各種会議に要する経費

資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

オ 条例第8条において、会派(会派が消滅したときは、その代表者であった者)は、収支報告書に証拠書類の写しを添えて、その年度(当該会派が消滅した日が属する月)の末日から30日以内に議長に提出しなければならない旨規定している。

カ 条例第10条において、議長は、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする旨規定し、調査権限を議長に付与している。

キ 条例第12条第2項において、何人も、議長に対し保存されている収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することができる旨規定している。

ク 政務調査費の交付については、事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)第5条及び別表第2の規定により、議会事務局の所掌に係る事項に関する予算執行として、知事から議会事務局長に委任されている。

(2) マニュアル等について

ア マニュアルは、県議会の各会派が政務調査費を使用するに当たって、会派自らが判断するための指針として、平成16年8月、県議会において策定されたものであり、「Ⅰ 政務調査費の使途基準」、「Ⅱ 使途基準の運用指針」、「Ⅲ 会計処理」及び「Ⅳ 収支報告書等の閲覧(情報公開)」から構成されている。

イ この使途基準の運用指針において、政務調査費は、実費弁償を原則とするが、事務費及び人件費に充当する場合で、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分し難い場合は、時間割合その他合理的な方法により、2分の1を上限に按分して充当するものとし、必要な場合には、その他の項目についても実態に応じ、按分して充当するものとしている。

ウ 平成16年度の政務調査費について、平成17年11月24日に長野地方裁判所に住民訴訟が提起され、同訴訟の東京高等裁判所における控訴審において、平成21年度以降の政務調査費の充当については、以下の和解条項に基づき運用するという内容で、平成20年11月21日に和解が成立した。

(和解条項)

(ア) 政務調査をした場合は、調査の都度必ず、調査日、場所、相手方、参加した議員等の氏名、目的・内容を記載した調査研究活動記録票を作成し、同記録票に可能な限り領収書等を添付し、県民の情報公開に応ずることとする。

(イ) 飲食費には(会費名目でも)充当しない。

(ウ) 書籍を購入した場合は、領収書等に書籍名を記載する。

- (エ) 運転代行代には、特別な事情により利用した場合を除き充当しない。
- (オ) 後援会と兼ねた事務所の場合は、賃借料、電話料、電気代等事務所経費及び事務用品は2分の1充当とする。

後援会と兼ねた自宅兼事務所の場合は、電話料、電気代等事務所経費は4分の1充当、事務用品は2分の1充当とする。

- (カ) 携帯電話料は、2分の1以下の充当とする。
- (キ) 名刺代は充当しない。

エ 政務調査費の使途をめぐる社会情勢の変化及び上記ウの和解条項を反映させるため、平成21年3月にマニュアルが改正された。

(主な改正内容)

- (ア) 経費を個別に掲げて充当指針を説明している記載様式を、規程第3条及び別表に定める使途基準の全ての項目ごとに、「対象経費(例)」及び「運用指針」を記載する様式に改正した。

- (イ) 調査研究費

「調査研究費」の項目の運用指針の「2 会費」に、政務調査費を充当しないものとして「飲食を伴う会合の会費」を追加した。

- (ウ) 研修費

「研修費」の項目の運用指針に、「議員研修会への充当について 会派が共同で開催する議員研修会についても、会場費、機材借上費、講師謝金、講師費用弁償等の諸経費について、政務調査費を充当できるものとする。」を追加した。

- (エ) 資料購入費

「資料購入費」の項目の運用指針に、書籍購入代として、「書籍を購入した場合は、領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する必要がある。」を追加した。

- (オ) 広報費

「広報費」の項目の運用指針に、ホームページ関連経費として、「ホームページの作成・管理に係る経費(会派本部が専ら調査研究のために作成・管理するものを除く。)については、2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当するものとする。」を追加した。

- (カ) 事務費

「事務費」の項目の運用指針に、事務用品購入費として「後援会と兼ねた事務所及び後援会と兼ねた自宅兼事務所において使用する事務用品については、2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当するものとする。」を、名刺代として「名刺代については、政務調査費を充当しないものとする。」を、通信費として「携帯電話料金については2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当するものとする。」を追加した。

また、同項目の運用指針の事務所経費について、「(4)事務所経費への充当限度額」の表中、事務所の形態が「調査研究活動事務所+政治団体事務所+住居等」の場合における光熱費及び電話料金への充当限度額の基準を「3分

の1」から「4分の1」にそれぞれ改正した。

(3) 平成23年度政務調査費（4月分を除く。以下同じ。）の交付について

ア 平成23年度政務調査費の交付額は、総額1億8,502万円であり、会派別の内訳は別記1のとおりである。平成23年度政務調査費の交付に係る会計処理については、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）にのっとり適正に行われていることを確認した。

イ 各会派は、議長に対し、別記2のとおり、平成23年度政務調査費に係る収支報告書を提出したことを確認した。

ウ 議会事務局総務課は、平成24年5月28日までに、収支報告書及び添付書類の記載事項、証拠書類の写し、使途項目区分の適否等について、平成23年度政務調査費に係る検査及び条例第10条の規定による調査を実施したことを確認した。

エ 各会派は、平成23年度政務調査費のうち、本件請求に係る会派の活動に要した経費に対し1億42万6,724円を充当したことを確認した。会派別の内訳は、別記3のとおりである。

平成23年度政務調査費のうち、請求人が違法・不当なものとして主張している額は5,428万8,301円と認められることから、これらについて、議会事務局総務課保管の証拠書類の写し及び同課の説明（同課を通じて求めた会派の説明を含む。以下同じ。）により、金額、内容等を確認した。その金額及び内容は、別記3に記載したとおりである。

2 判断

(1) 監査の視点

ア 条例及び規程において、政務調査費の使途基準は議長が定めていること（条例第7条並びに規程第3条及び別表）、収支報告書の様式は議長が定め、その提出先は議長とされていること（条例第8条）、収支報告書は概括的に記載する様式（規程第4条及び様式第4号）とされており、個々の支出の金額又は支出先、政務調査活動の目的又は内容等を具体的に記載すべきものとはされていないこと及び収支報告書の調査権限は知事ではなく議長に与えられていること（条例第10条）が認められる。これらを総合して考えれば、政務調査費の使途基準の解釈及びその適用の可否の判断について、知事の積極的な関与には制限があり、議会又はこれを構成する議員若しくは会派の自主性及び自律性を尊重する制度であると解される。

最高裁判所平成21年12月17日判決においても、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とされ、「こ

のような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

イ また、会派には県政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動を行うことが期待されており、この調査研究の対象は、県政全体に関する問題に広く及ぶものであって、その方法もまた多種多様なものが考えられる。したがって調査研究の対象及び方法の選択に当たっては、会派の自主性及び自律性を尊重すべき要請もあると考えられる。

最高裁判所平成22年3月23日判決においても、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」とされている。

ウ これらのことから、支出した経費が調査研究に資するための必要な経費に当たるか否かという用途基準適合性の判断は、会派の自主性及び自律性を尊重した上で、一般的、外形的に行うことが要請されると考えられる。また、議会においては、政務調査費のより厳正な取扱いを期すため、政務調査費の充実に当たり、会派の自主的及び自律的な判断をするための指針としてマニュアルを自ら策定している。したがって、用途基準適合性の判断に当たっては、用途基準及びマニュアルの規定に照らして一般的、外形的に行うことが適当であると考えられる。

東京高等裁判所平成21年9月29日判決において、「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件用途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と同様の判断を示している。

エ 一方、政務調査費の財源が公金である以上、政務調査費の充実に係る会派の自主的及び自律的な判断が、無制約に許容されるわけではない。上記ウに加え、このことを合わせ考えれば、マニュアル等に従った支出であったかどうかの事後的な検証を行う本件監査において、当該支出について政務調査との関連性又は支出の必要性若しくは合理性を明らかに欠くと認められ、議会事務局総務課又は会派から合理的説明が得られない場合には、当該支出に係る同課又は会派の判断は妥当性を欠くものであったと考える。

オ 以上のことから、用途基準適合性の判断は、証拠書類の写し、議会事務局総務課及び必要に応じて同課を通じて求めた会派の説明を、マニュアル等に照らし合わせ、一般的、外形的に確認することにより行い、明らかに、マニュアル等に反しているもの又は政務調査との関連性若しくは支出の必要性若しくは合理性を欠いていると認められるものを違法・不当とすることとした。

(2) 請求人主張の各支出について

会派は、県から総額1億8,502万円の平成23年度政務調査費の交付を受け、調

査研究活動に要した経費 1 億8,619万3,040円に対し 1 億8,291万5,007円を充当し、210万4,993円を返還した。

請求人は、会派が平成23年度政務調査費を充当した経費の中には違法・不当なものがあると主張している。そして、請求人が違法・不当な充当があると主張するこれらの経費には 1 億42万6,724円の平成23年度政務調査費を充当しており、このうち、請求人が違法・不当な充当であると主張している額は5,428万8,301円と認められる。会派ごとの内訳は、以下の表のとおりである。

(単位:円)

会 派 名	政務調査費交付額 (注1)	政務調査費充当額 (注2)	本件請求に係る政務調査費充当額(注3)	違法・不当と主張する充当額(注4)
自由民主党県議団	63,800,000	63,251,602	31,259,108	18,334,811
改革・新風	47,850,000	47,850,000	29,561,267	15,432,446
県民クラブ・公明	25,520,000	25,520,000	9,776,386	5,048,415
日本共産党県議団	19,140,000	19,048,159	14,661,211	7,330,594
県政ながの	19,140,000	19,140,000	13,109,998	7,168,807
無所属改革クラブ	6,380,000	4,915,246	479,539	170,348
信州さきがけ	3,190,000	3,190,000	1,579,215	802,880
計	185,020,000	182,915,007	100,426,724	54,288,301

(注1) 県から交付された平成23年度政務調査費の金額(別記1参照)

(注2) 県から交付された平成23年度政務調査費の充当額(別記2参照)

(注3) 本件請求に係る経費への平成23年度政務調査費の充当額(別記3参照)

(注4) 請求人が違法・不当と主張する平成23年度政務調査費の充当額(別記3参照)

本件請求に係る経費を対象に行った調査結果は、別記3のとおりであるが、いずれの経費についても、明らかに、マニュアル等に反しているもの又は政務調査との関連性若しくは支出の必要性若しくは合理性を欠いているものは認められず、本件請求に係る経費に政務調査費を充当したことに、違法・不当なものは認められなかった。

請求人が主張する各項目については、以下のとおりである。

ア 会派控室の人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代等について

請求人は、「議員控室(原文のまま)の事務は、政務調査だけでなく、政党活動、一般の議員活動、後援会活動、選挙活動などの事務も行っていると推定される。したがって、議員控室で使う人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代などは、議会の議員の地位、権限、職務内容から考え、政務調査費に全部充当するべきでなく、原則として、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「会派は、会派控室を政党活動、後援会活動、選

挙活動などの拠点として使用している実態はなく、調査研究活動の拠点として活用している。」と説明があった。

会派控室の person 費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代等については、会派控室を政党活動、後援会活動、選挙活動等の拠点として使用している実態は認められなかったことから、マニュアルにおける政務調査費を按分する場合には該当しないものと認められ、本件請求に係る会派控室のこれらの経費に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものであるとはいえない。

会派控室に係る各経費については、以下のとおりである。

(ア) 人件費（定期健康診断料及び退職金積立金を含む。）

人件費は、会派控室における雇用職員に係るものであり、これらの者は、雇用契約書では政務調査に係る業務のみを行うこととされ、専ら調査研究活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。

(イ) 事務用品費、事務機器保守料及び事務機器使用料

事務用品費、事務機器保守料及び事務機器使用料は、調査研究活動に使用するためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。改選により会派の議員数が増えたことに伴い購入した事務機の経費に政務調査費を充当した例もあったが、会派控室への設置であり、調査研究活動に使用されるものと認められた。

(ウ) ホームページの管理・更新料

ホームページの管理・更新料は、会派控室で管理・運営されているホームページに係る毎月の管理又は更新に要した経費であり、当該ホームページの開設・管理・運営は、調査研究活動のためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。

(エ) 電話代等

会派控室で使用されている電話及びファックスは、調査研究活動に使用するためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。なお、電話代に、弔電等の電報代を含むものがあったが、当該電報代には政務調査費を充当していなかった。

(オ) 茶葉・コーヒー代等

会派控室で提供されるお茶、コーヒー等は、調査研究活動に係る来客等の際に供するためのものであり、これ以外の用途に供されている状況は認められなかった。

イ 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会について

請求人は、「会派関係の国会議員や国や長野県の役人への陳情・要請・要望活動は、議員の政治活動であり、政務調査活動ではないので、政務調査費を充当するには不適正である。これらの者との意見交換は、要望も含まれており、政治活動でもあるから、50%按分すべきである。」とし、これらの活動に係る経費について請求人が「不適正」、「50%按分」等としている考え方については、

「請求人が推定して、判断したものである。」と主張している。

また、請求人は、「議員団総会は主として議会活動であり、政治活動・選挙活動も含まれており、原則として、政務調査費を充当すべきでなく、少なくとも、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、陳情、要望活動、要請活動について、「調査研究活動は広範多岐にわたり、政治家、行政関係者等との意見交換又は情報収集活動は、調査研究活動の一環であり、この活動の主たる目的は、調査研究活動であり、政党活動又は後援会活動とは、明確に異なるものである。また、政務調査費は実費弁償の原則に基づいており、そもそも交通費については、経費按分という性質のものではない。また、これらの活動を行う際には、いずれも何らかの意見交換が行われている。」と、また、議員団総会について、「政策又は方針を立案及び発信するため、会派内において意見交換を行う場であり、会派内の意見交換、議会での質問についての検討などが行われている。」と説明があった。

陳情、要望活動、要請活動、議員団総会に係る経費については、マニュアルでは政務調査費の対象経費として例示していないが、使途基準においては、調査研究費として「会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費」と定めており、これらの活動に係る経費が使途基準に適合しないとす具体的事実は認められなかった。したがって、本件請求に係るこれら経費に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものであるとはいえない。

裁判例においても、議員団総会への出席については、「議員の活動場所である議会の運営の在り方を議論し、必要な調査を行って研究することによって、議会全体の機能、役割の発展、向上を期待することができるから、上記活動に対して調査研究費を支出することが、本件条例及び本件規程が定める調査研究費の使途基準に照らし、明らかに必要性、合理性を欠いているとは認め難い。」（仙台地方裁判所平成19年11月13日判決）として政務調査費の充当を認めている。

ウ 会派の支部の person 費、事務所賃料、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代等について

請求人は、「会派の支部事務所は、ほとんどの事務所において、一般の議員活動、後援会活動も行っており、person 費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代も50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「各議員（各会派支部）の活動態様又は事務所の形態は一樣ではなく、person 費は、調査研究活動の補助業務に従事している時間又は割合に応じ、また、事務所経費は、その外形上の形態（事務所が兼ねる機能）に応じ、マニュアルに従った按分率により適切に充当している。また、各支部事務所の形態については、事務局総務課において、あらかじめ会派に対し確認している。」と説明があった。

会派の支部の person 費、事務所賃料など従事する業務の実態又は事務所の形態に応じて按分を要する経費については、証拠書類の写しに按分の過程を明記し

ているものと明記していないものがあった。

前者にあつては、証拠書類の写しにより、政務調査費への充当割合が容易に確認できたが、後者にあつては、証拠書類の写しでは、政務調査費を充当した額が按分前のものなのか按分された後のものなのかの確認ができなかった。

このため、証拠書類の写しのほか議会事務局総務課の説明により確認したところ、従事する業務の実態又は事務所の形態に応じ、マニュアルに従い按分するなど、政務調査に係る経費に政務調査費を充当していることが認められ、本件請求に係る会派支部のこれらの経費に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものとはいえない。

会派支部に係る各経費については、以下のとおりである。ただし、請求人が主張する会派支部の事務機器使用料、ホームページ管理費及び電話代（携帯電話料金を除く。）の経費については、本件請求書の別紙1から別紙7までの記載には認められないことから、除いている。

(ア) 会派支部の人件費

会派支部における雇用職員は、「政務調査業務勤務実績表・領収書」、「政務調査業務従事パート職員人件費内訳報告書」、「雇用契約書」等の証拠書類の写し及び議会事務局総務課の説明から、視察調査の準備、県政課題についての資料の収集・整理・作成、県政報告書の内容の打合せなどの調査研究活動の補助業務を行っており、これらの業務に係る経費のみに政務調査費を充当していることが認められた。

ただし、調査の結果、県民クラブ・公明上田小県支部に係る平成23年7月分及び8月分の人件費において、後援会に係る業務を行っていた時間が、それぞれ11時間、10時間あり、これらの時間に係る人件費である7月分7,810円及び8月分7,100円にそれぞれ政務調査費を充当していたことが認められた。これらの経費は、政務調査費に充当すべき経費とは認められないが、平成24年11月22日付けで、7,810円及び7,100円を人件費から除く内容の収支報告書の訂正がなされた。なお、同会派全体の平成23年度政務調査費の交付対象となる人件費は、平成23年度政務調査費の充当額を超えているため、同会派に対する平成23年度政務調査費の交付額には変更はない。

(イ) 会派支部の事務所賃料

事務所の賃料については、事務所の形態に応じて、毎月の実支出額に2分の1を乗じて得た金額を上限額として政務調査費を充当するなど、マニュアルに従って充当していることが認められた。

(ウ) 会派支部の事務用品費

事務用品費については、議会事務局総務課から、政務調査活動に使用するためのものであることを会派に確認した旨の説明があり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。

エ 携帯電話料金について

請求人は、「携帯電話は、政務調査費のみならず政党活動、後援会活動、私的にも使うのであり、4分の1を政務調査費から充当するのが正当である。

50%按分は違法である。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「携帯電話利用の実態は一様ではなく、その実態に応じ、マニュアルに従った按分率により適切に充当している。」と説明があり、「その実態に応じ」に関しては、「携帯電話料金は、その性質上、いかなる目的でどの程度使用したのかを正確に把握することが困難であり、使用実態を裏付ける客観的な数値がないため、2分の1を上限として適切に按分する旨、マニュアルに示している。」と説明があった。

携帯電話料金については、毎月の実支出額に2分の1を乗じて得た金額を上限額として政務調査費を充当しており、マニュアルに従って充当していることが認められ、本件請求に係る携帯電話料金に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものであるとはいえない。なお、議員によって、2分の1のほか、4分の1を乗じて得た金額に政務調査費を充当しているなど按分率に違いがあるが、これらは携帯電話の使用実態に対する各議員の自主的な判断に基づくものである。

裁判例においても、政務調査費を充当する上限を2分の1とするマニュアルの定めについては、「携帯電話は常時携帯するものであり、私用との区別が困難であるから、これを2分し、その1を本件用途基準に合致しないもの」（熊本地方裁判所平成22年3月26日判決）とするもの及び「その使用実態を裏付ける客観的な資料が無い場合には、当該議員の使用実態に関する判断に合理性が認められるのは、調査研究活動のための使用が少なくとも半分以上を占めるか否かの限度にとどまるものというべきであり、その按分率による支出については、50%を超える部分を政務調査費から支出することは許されない。」（盛岡地方裁判所平成22年11月29日判決）とするものがあり、合理性が認められる。

オ 書籍購入費について

請求人は、「多くの議員は、本代を100%政務調査費に充当しているが、中身を見ると、政務調査と関係がない、または、関係が極めて薄いものがある。これらの本代に100%政務調査費から充当するのは違法である。」とし、また書籍により充当すべき率が異なる請求人の主張については「本の題名により判断したものである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「マニュアルの資料購入費中に書籍購入代の項目を設け、領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付することを義務付けた上で、政務調査費が充当できることを明示している。各議員は、社会通念上妥当な範囲で、マニュアルに従い、政務調査費を全額充当している。「社会通念上妥当な範囲」については、娯楽性の有無又は県政との関連性の有無がそれに当たるものと考えて。ただし、その判断に当たっては、各党派及び議員の自主性、自律性及び裁量が最大限尊重されるべきものと考えて。」と説明があった。

書籍購入費については、購入した書籍名を領収書等に記載し、一覧表にまとめるなど、マニュアルに従った取扱いをしている。また、政務調査費を充当する書籍については、単に書籍名から調査研究との直接的な関係が認められるも

のに限定する必要性はなく、調査研究活動に必要又は有益な知識及び情報を得るために、各議員の判断により購入された書籍も含まれ、その場合には県政に具体的にどのように活用されたかの説明は不要であると解するのが妥当であると認められ、本件請求に係る書籍購入費に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものではない。

裁判例においても、書籍購入費については、「政務調査費により購入された図書、資料等と調査研究との関連性の判断については、当該会派の判断（裁量権）を尊重すべきであるから、政務調査費は、市議会議員としての具体的な調査研究活動と直接的な関連性を有する図書、資料購入に限定する必要はなく、市議会議員としての政治活動全般に必要な、有益な知識を得るために必要な図書、資料購入に支出されれば足りるといふべきである。」（静岡地方裁判所平成20年12月26日判決）とされている。

ただし、調査の結果、県政ながの駒ヶ根支部に係る平成23年8月分の資料購入費において、購入した書籍代金が10%割り引かれていたが、割引前の金額である1,700円に政務調査費を充当していたことが認められた。10%分に当たる170円については、政務調査費に充当すべき経費とは認められないが、平成24年11月20日付けで、170円を資料購入費から除く内容の収支報告書の訂正がなされた。なお、同会派全体の平成23年度政務調査費の交付対象となる資料購入費は、平成23年度政務調査費の充当額を超えているため、同会派に対する平成23年度政務調査費の交付額には変更はない。

カ 広報紙印刷費、送料及び新聞折込代について

請求人は、「県政報告書を作成し、配布する目的には、政務調査の目的より、県民に自分の活動を知らせ、名前を売り、選挙に有利にする目的が大きいため、議論についての記載内容が、詳しくなく、議論の内容より、顔写真や活動写真がかなり多くなる傾向があり、また、文章より議論の項目程度になり、議論の内容が分からないものが多い。したがって、政務調査費を充当するのは、原則として50%とすべきである。」と主張し、また、証拠書類の写しから、広報紙の「中身がわからない場合は、50%按分とし、中身がわかる場合は、政務調査と議員の宣伝との割合を推定して判断したものである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「マニュアルの広報費中に広報紙印刷費・送料・新聞折込代の項目を設け、後援会等と共同して発行する場合には、按分して充当する必要があることを明示しており、マニュアルに従い、現に実態に応じた按分率を採用し適切に充当している。ただし、按分の具体的方法については、各会派の裁量の範疇と考える。」と説明があった。

県政報告、県政だより、県政レポート、県政ニュース等の名称の各会派の県政に関する広報紙は、後援会活動、政党活動、選挙活動等の調査研究活動と関係ない部分を特定し、その部分の紙面全体に占める面積割合等により按分率を定め、印刷費、送料及び新聞折込代の経費を当該按分率により按分していることが認められた。

マニュアルにおいて按分方法は定められていないが、それは議員の自主的、

自律的な判断を尊重する趣旨のもと、合理的な方法が採用されることが期待されているものと解されるどころ、上記の按分方法には合理性があると認められ、本件請求に係る広報紙の印刷費等に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものではない。

なお、請求人は、政務調査費を充当した経費に係る広報紙の写しが、証拠書類の写しに添付されていないため、内容を確認できないものがあるとしているが、広報紙の内容は、議会事務局総務課において確認していることが認められ、また、本件請求に係る調査においても確認した。

キ 県外の視察調査について

請求人は、自由民主党県議団、県政ながの及び改革・新風の県外への視察調査について「遠方の観光地近くへ、ほとんど会派全員で調査に行き、観光地に宿泊している。近県でも、参考になる調査先はあるはずであり、しかも、調査なら全員で行く必要性はないと考えられる。懇親や観光も目的であるから、遠くの観光地へ行くと強く推定される。」とし、また、「3人程度で調査して、参加しない人に報告すればすむと考えて判断し、経費は50%以下になると推定したものである。」とし、これらの会派の具体的な視察箇所を示し、違法・不当であると主張している。

議会事務局総務課からは、「各会派では、県政の政策課題、議会で審議する案件等に鑑み、適時適切な対応のもと、視察・調査を実施している。政務調査費の支出に当たっては、会派及び議員の自主性及び自律性が尊重されなければならないが、視察・調査の実施方法については、会派の合理的判断に委ねられているものとする。」とし、また、「会派の合理的判断」については、「調査研究活動に当たり、最も適切と考えられる方法を選択することをいう。その判断に当たっては、各会派及び議員の自主性、自律性及び裁量が最大限尊重されるべきものとする。」と説明があった。

視察調査について、視察先、視察時期、視察人数等視察調査の実施方法は、会派の自主的及び自律的判断に委ねられるものと考えられ、本件請求に係る視察調査の経費に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものではない。

(ア) 自由民主党県議団の視察調査（群馬県及び山梨県）

平成23年8月1日及び2日に、所属議員9名及び会派事務局職員1名の計10名で、群馬大学医学部附属病院ほか3か所の視察調査を行った。

収支報告書に添付されている証拠書類の写し及び議会事務局総務課の説明により、視察調査に係る経費が用途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたことが認められ、また、領収書等の写しも適切に添付されていることが認められた。

(イ) 県政ながのの視察調査（愛媛県及び高知県）

平成24年1月23日及び24日に、所属議員6名で、愛媛県庁ほか1か所の視察調査を行った。

収支報告書に添付されている証拠書類の写し及び議会事務局総務課の説

明により、視察調査に係る経費が使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたことが認められ、また、領収書等の写しも適切に添付されていることが認められた。

(ウ) 改革・新風の視察調査（高知県、徳島県及び兵庫県）

平成23年11月9日から12日までの間、所属議員14名（請求人は15名と主張）及び会派事務局職員1名の計15名で、四万十市役所ほか4か所の視察調査を行った。

収支報告書に添付されている証拠書類の写し及び議会事務局総務課の説明により、視察調査に係る経費が使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたことが認められ、また、領収書等の写しも適切に添付されていることが認められた。

(3) 結論

以上のことから、本件請求のうち、平成23年度政務調査費に係るものについては、請求人の主張には理由がないからこれを棄却することとし、その余の請求については、行為の日から1年を超えたことについて、正当な理由があるとは認められないことからこれを却下することとする。

3 意見

平成22年度の政務調査費に係る住民監査請求と同様、収支報告書に添付されている証拠書類の写しのみでは、人件費、賃料等について、マニュアルに基づく按分の割合を確認できないものがあつたため、引き続き、按分方法の透明性を高める努力をする必要があると考える。

(別記1)

平成23年5月から平成24年3月分 政務調査費交付額

会派名	人数	交付対象月	交付日	交付額(円)
自由民主党県議団	20	5～6月	平成23年5月10日	11,600,000
		7～9月	平成23年7月8日	17,400,000
		10～12月	平成23年10月10日	17,400,000
		1～3月	平成24年1月10日	17,400,000
	計			63,800,000
改革・新風	15	5～6月	平成23年5月10日	8,700,000
		7～9月	平成23年7月8日	13,050,000
		10～12月	平成23年10月10日	13,050,000
		1～3月	平成24年1月10日	13,050,000
	計			47,850,000
県民クラブ・公明	8	5～6月	平成23年5月10日	4,640,000
		7～9月	平成23年7月8日	6,960,000
		10～12月	平成23年10月10日	6,960,000
		1～3月	平成24年1月10日	6,960,000
	計			25,520,000
日本共産党県議団	6	5～6月	平成23年5月10日	3,480,000
		7～9月	平成23年7月8日	5,220,000
		10～12月	平成23年10月10日	5,220,000
		1～3月	平成24年1月10日	5,220,000
	計			19,140,000
県政なごの	6	5～6月	平成23年5月10日	3,480,000
		7～9月	平成23年7月8日	5,220,000
		10～12月	平成23年10月10日	5,220,000
		1～3月	平成24年1月10日	5,220,000
	計			19,140,000
無所属改革クラブ	2	5～6月	平成23年5月10日	1,160,000
		7～9月	平成23年7月8日	1,740,000
		10～12月	平成23年10月10日	1,740,000
		1～3月	平成24年1月10日	1,740,000
	計			6,380,000
信州さきがけ	1	5～6月	平成23年5月10日	580,000
		7～9月	平成23年7月8日	870,000
		10～12月	平成23年10月10日	870,000
		1～3月	平成24年1月10日	870,000
	計			3,190,000
合計				185,020,000

(別記2)

平成23年5月から平成24年3月まで 政務調査費充当内訳

党派名	収支報告書の提出日	収支報告書の内容			
		項目	政務調査費を充当して行った調査研究活動に要した経費 ①	政務調査費充当額 ②	差引 ①-②
自由民主党県議団	平成24年4月30日	調査研究費	12,853,505	12,853,505	
		研修費	342,062	342,062	
		会議費	923,213	923,213	
		資料作成費	604,124	604,124	
		資料購入費	2,623,275	2,623,275	
		広報費	11,025,510	11,025,510	
		事務費	9,391,860	9,391,860	
		人件費	25,488,053	25,488,053	
		計	63,251,602	63,251,602	
改革・新風	平成24年4月30日	調査研究費	12,801,516	12,522,901	
		研修費	1,596,654	1,561,904	
		会議費	1,149,245	1,124,233	
		資料作成費	11,344	11,097	
		資料購入費	2,314,442	2,264,070	
		広報費	15,446,831	15,110,644	
		事務費	5,759,859	5,634,500	
		人件費	9,834,695	9,620,651	
		計	48,914,586	47,850,000	
県民クラブ・公明	平成24年4月30日	調査研究費	8,811,221	8,700,000	
		研修費	508,770	500,000	
		会議費	748,530	720,000	
		資料作成費	348,814	340,000	
		資料購入費	679,084	650,000	
		広報費	4,115,090	4,100,000	
		事務費	4,620,267	4,600,000	
		人件費	5,930,330	5,910,000	
		計	25,762,106	25,520,000	
日本共産党県議団	平成24年4月30日	調査研究費	2,294,331	2,294,331	
		研修費	1,413,863	1,413,863	
		会議費	588,620	588,620	
		資料作成費	119,620	119,620	
		資料購入費	483,269	483,269	
		広報費	6,586,896	6,586,896	
		事務費	1,080,649	1,080,649	
		人件費	6,480,911	6,480,911	
		計	19,048,159	19,048,159	
県政ながの	平成24年4月30日	調査研究費	4,331,740	4,051,025	
		研修費	458,967	429,225	
		会議費	477,220	446,296	
		資料作成費	50,000	46,760	
		資料購入費	1,418,088	1,326,350	
		広報費	2,621,467	2,451,587	
		事務費	1,925,771	1,800,975	
		人件費	9,182,862	8,587,782	
		計	20,466,115	19,140,000	
無所属改革クラブ	平成24年4月30日	調査研究費	749,351	749,351	
		研修費	633,315	633,315	
		会議費	47,243	47,243	
		資料作成費	1,810	1,810	
		資料購入費	240,073	240,073	
		広報費	2,682,255	2,682,255	
		事務費	310,899	310,899	
		人件費	250,300	250,300	
		計	4,915,246	4,915,246	
信州さきがけ	平成24年4月30日	調査研究費	1,345,555	1,020,555	
		研修費	40,500	40,500	
		会議費	63,200	63,200	
		資料作成費	228,560	228,560	
		資料購入費	85,939	85,939	
		広報費	452,041	452,041	
		事務費	225,231	225,231	
		人件費	1,394,200	1,073,974	
		計	3,835,226	3,190,000	
合計			186,193,040	182,915,007	3,278,033

(別記3)

自由民主党県議団 平成23年5月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料購入費	コピー機利用料金	15,540	7,770	15,540	0
2	議員控室	人件費	給与、社会保険料	730,354	365,177	730,354	0
3	議員控室	事務費	来客用茶葉外	9,490	4,745	9,490	0
4	議員控室	資料購入費	時刻表代	1,255	627	1,255	0
5	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
6	議員控室	人件費	5月分日当	96,900	48,450	96,900	0
7	下崎議員	人件費	5月分日当	154,000	77,000	154,000	0
8	望月議員	人件費	5月分日当	104,000	52,000	104,000	0
9	本郷議員	人件費	5月分日当	37,350	18,675	37,350	0
10	本郷議員	事務費	携帯電話料	9,193	4,596	9,193	0
11	風間議員	事務費	携帯電話料	5,442	2,721	5,442	0
12	風間議員	事務費	政務調査資料送料	11,600	5,800	11,600	0
13	風間議員	事務費	政務調査資料送料	13,960	6,980	13,960	0
14	西沢議員	事務費	携帯電話料	17,872	8,936	17,872	0
15	小松議員	資料購入費	携帯電話料	5,276	2,638	5,276	0
16	丸山議員	人件費	5月分日当	56,800	28,400	56,800	0
				1,271,069	635,533	1,271,069	0

自由民主党県議団 平成23年6月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	郵便代	1,370	685	590	0
2	議員控室	事務費	来客用コーヒー代	10,395	5,197	10,395	0
3	議員控室	事務費	事務用品代	25,663	12,831	25,663	0
4	議員控室	事務費	パソコン購入代	199,500	99,750	199,500	0
5	議員控室	事務費	パソコン関連機器購入代等	58,800	29,400	58,800	0
6	議員控室	事務費	ディスクスタンド代	18,900	9,450	18,900	0
7	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	15,540	7,770	15,540	0
8	議員控室	人件費	6月分日当	17,100	8,550	17,100	0
9	議員控室	広報費	コンピュータシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
10	議員控室	人件費	給与、社会保険料	583,558	291,779	583,558	0
11	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
12	議員控室	事務費	電話代	11,723	5,861	11,723	0
13	議員控室	人件費	期末勤勉手当、社会保険料	1,143,615	571,807	1,143,615	0
14	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	38,105	19,052	38,105	0
15	下崎議員	人件費	6月分日当	168,000	84,000	168,000	0
16	服部議員	事務費	携帯電話料	7,107	3,553	7,107	0
17	服部議員	広報費	県政報告書作成印刷費	333,900	83,475	333,900	0
18	木下議員	人件費	6月分日当	102,000	51,000	102,000	0
19	本郷議員	人件費	6月分日当	62,100	31,050	62,100	0
20	本郷議員	事務費	携帯電話料	7,041	3,520	7,041	0
21	本郷議員	資料購入費	「日本の底力」等7冊本代	12,483	6,241	12,483	0
22	本郷議員	資料作成費	コピー代	22,760	11,380	22,760	0
23	本郷議員	広報費	県政報告書作成印刷費	23,100	11,550	23,100	0
24	本郷議員	広報費	県政報告書送料	26,800	13,400	26,800	0
25	本郷議員	資料作成費	写真現像代	6,014	3,007	6,014	0
26	風間議員	事務費	携帯電話料	5,597	2,798	5,597	0
27	風間議員	事務費	資料送料	16,820	8,410	16,820	0
28	風間議員	事務費	資料送料	7,600	3,800	7,600	0
29	風間議員	資料作成費	写真現像代	5,540	2,770	5,540	0
30	西沢議員	広報費	にしまさニュース送料	20,858	20,858	20,858	0
31	垣内議員	事務費	携帯電話料	2,650	1,325	2,650	0
32	清沢議員	人件費	6月分日当	76,680	38,340	76,680	0
33	清沢議員	事務費	携帯電話料	11,654	5,827	11,654	0
34	小池議員	事務費	携帯電話料	11,967	5,983	11,967	0
35	小松議員	事務費	携帯電話料	2,566	1,283	2,566	0
36	丸山議員	人件費	6月分日当	56,800	28,400	56,800	0
37	丸山議員	事務費	携帯電話料	6,275	3,137	6,275	0
				3,127,028	1,490,462	3,126,248	0

自由民主党県議団 平成23年7月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	パソコン購入代	170,384	85,192	170,384	0
2	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	15,540	7,770	15,540	0
3	議員控室	広報費	コンピュータシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
4	議員控室	事務費	来客用茶葉代	2,833	1,416	2,833	0
5	議員控室	事務費	事務用品代	3,591	1,795	3,591	0
6	議員控室	事務費	電話代	13,180	6,590	13,180	0
7	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	12,847	6,423	12,847	0
8	議員控室	人件費	給与、社会保険料	556,450	278,225	556,450	0
9	議員控室	人件費	労働保険料23年度概算納付分	113,180	56,590	113,180	0
10	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
11	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	6,053	3,026	6,053	0

12	下崎議員	人件費	7月分日当	161,000	80,500	161,000	0
13	服部議員	事務費	携帯電話料	3,327	1,663	3,327	0
14	木下議員	人件費	7月分日当	108,000	54,000	108,000	0
15	木下議員	事務費	携帯電話料	1,919	959	1,919	0
16	本郷議員	人件費	7月分日当	50,400	25,200	50,400	0
17	本郷議員	事務費	携帯電話料	7,303	3,651	7,303	0
18	本郷議員	資料購入費	「歴史通吉田茂」等2冊本代	2,120	2,120	2,120	0
19	風間議員	事務費	切手代	5,250	2,625	5,250	0
20	風間議員	事務費	送料	8,120	4,060	8,120	0
21	垣内議員	事務費	携帯電話料	2,782	1,391	2,782	0
22	清沢議員	事務費	携帯電話料	12,171	6,085	12,171	0
23	小松議員	事務費	携帯電話料	3,198	1,599	3,198	0
24	丸山議員	人件費	7月分日当	56,800	28,400	56,800	0
25	丸山議員	事務費	携帯電話料	6,275	3,137	6,275	0
26	今井議員	事務費	携帯電話料	16,177	8,088	16,177	0
27	桃井議員	資料購入費	「絵巻と旅する信州」本代	11,550	11,550	11,550	0
				1,356,897	685,278	1,356,897	0

自由民主党県議団 平成23年8月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	15,540	7,770	15,540	0
2	議員控室	資料作成費	コピー代	3,470	1,735	3,470	0
3	議員控室	広報費	コンピュータシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
4	議員控室	人件費	給与、社会保険料	520,266	260,133	520,266	0
5	議員控室	事務費	電話代	12,308	6,154	12,308	0
6	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	17,823	8,911	17,823	0
7	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
8	議員控室	事務費	USBメモリー代	2,560	1,280	2,560	0
9	議員控室	事務費	来客用茶菓代	2,685	1,342	2,685	0
10	議員控室	調査研究費	群馬県、山梨県へ視察調査のための交通費、宿泊費	29,325	14,662	29,325	0
11	下崎議員	人件費	8月分日当	161,000	80,500	161,000	0
12	下崎議員	調査研究費	群馬県、山梨県へ視察調査のための交通費、宿泊費	29,400	14,700	29,400	0
13	古田議員	調査研究費	群馬県、山梨県へ視察調査のための交通費、宿泊費	36,400	18,200	36,400	0
14	萩原議員	調査研究費	群馬県、山梨県へ視察調査のための交通費、宿泊費	35,010	17,505	35,010	0
15	服部議員	事務費	携帯電話料	3,327	1,663	3,327	0
16	服部議員	調査研究費	群馬県、山梨県へ視察調査のための交通費、宿泊費	30,140	15,070	30,140	0
17	望月議員	調査研究費	群馬県、山梨県へ視察調査のための交通費、宿泊費	31,040	15,520	31,040	0
18	木下議員	人件費	8月分日当	120,000	60,000	120,000	0
19	木下議員	事務費	携帯電話料	1,867	933	1,867	0
20	木下議員	調査研究費	群馬県、山梨県へ視察調査のための交通費、宿泊費	28,800	14,400	28,800	0
21	本郷議員	人件費	8月分日当	50,400	25,200	50,400	0
22	本郷議員	事務費	携帯電話料	7,356	3,678	7,356	0
23	本郷議員	広報費	県政報告書作成印刷費	46,350	20,600	46,350	0
24	風間議員	事務費	携帯電話料	8,959	4,479	8,959	0
25	垣内議員	事務費	携帯電話料	3,660	1,830	3,660	0
26	清沢議員	事務費	携帯電話料	12,246	6,123	12,246	0
27	清沢議員	人件費	8月分日当	91,590	45,795	91,590	0
28	小松議員	事務費	携帯電話料	4,176	2,088	4,176	0
29	小松議員	資料購入費	「いま、日本が立ち上がるチャンス！」等4冊本代	4,607	4,607	4,607	0
30	小松議員	調査研究費	群馬県、山梨県へ視察調査のための交通費、宿泊費	37,320	18,660	37,320	0
31	丸山議員	人件費	8月分日当	56,800	28,400	56,800	0
32	丸山議員	事務費	携帯電話料	6,286	3,143	6,286	0
33	丸山議員	調査研究費	群馬県、山梨県へ視察調査のための交通費、宿泊費	30,240	15,120	30,240	0
34	今井議員	調査研究費	群馬県、山梨県へ視察調査のための交通費、宿泊費	34,390	17,195	34,390	0
				1,481,788	740,619	1,481,788	0

自由民主党県議団 平成23年9月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	ウイルス対策ソフト代	16,960	8,480	16,960	0
2	議員控室	事務費	コンパクトデジタルカメラ代	20,000	10,000	20,000	0
3	議員控室	事務費	SDカード、保護ケース代	6,670	3,335	6,670	0
4	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	20,109	10,054	20,109	0
5	議員控室	人件費	臨時職員日当	34,200	17,100	34,200	0
6	議員控室	広報費	コンピュータシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
7	議員控室	人件費	給与、社会保険料	553,769	276,884	553,769	0
8	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
9	下崎議員	人件費	9月分日当	161,000	80,500	161,000	0
10	服部議員	事務費	携帯電話料	3,222	1,611	3,222	0
11	木下議員	人件費	9月分日当	124,000	62,000	124,000	0
12	木下議員	事務費	携帯電話料	1,867	933	1,867	0
13	本郷議員	人件費	9月分日当	66,600	33,300	66,600	0
14	本郷議員	事務費	携帯電話料	7,146	3,573	7,146	0
15	本郷議員	資料購入費	「宇宙は本当にひとつなのか」等9冊本代	7,426	3,713	7,426	0
16	本郷議員	広報費	県政報告作成印刷費	46,706	10,443	46,706	0
17	風間議員	事務費	携帯電話料	6,236	3,118	6,236	0
18	風間議員	事務費	政務調査資料送料、切手代	20,980	10,490	20,980	0
19	風間議員	事務費	写真現像代	5,365	2,682	5,365	0
20	西沢議員	事務費	携帯電話料	14,210	7,105	14,210	0
21	垣内議員	事務費	携帯電話料	3,195	1,597	3,195	0

22	清沢議員	事務費	携帯電話料	9,175	4,587	9,175	0
23	清沢議員	人件費	9月分日当	74,550	37,275	74,550	0
24	小池議員	研修費	信毎セミナー代	8,000	4,000	8,000	0
25	小池議員	事務費	携帯電話料	12,003	6,001	12,003	0
26	小松議員	事務費	携帯電話料	4,267	2,133	4,267	0
27	丸山議員	人件費	9月分日当	56,800	28,400	56,800	0
28	丸山議員	事務費	携帯電話料	6,275	3,137	6,275	0
29	桃井議員	事務費	携帯電話料	5,121	2,560	5,121	0
				1,302,299	638,234	1,302,299	0

自由民主党県議団 平成23年10月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	来客用茶葉代	6,265	3,132	6,265	0
2	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	7,789	3,894	7,789	0
3	議員控室	事務費	電話代	24,559	12,279	24,559	0
4	議員控室	人件費	事務局職員定期健康診断料	12,443	6,221	12,443	0
5	議員控室	広報費	コンピュータシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
6	議員控室	人件費	給与、社会保険料	799,876	399,938	799,876	0
7	議員控室	事務費	トナーカートリッジ代	29,588	14,794	29,588	0
8	議員控室	事務費	パソコン購入代	84,800	42,400	84,800	0
9	議員控室	広報費	県議団ホームページ作成費用	758,520	379,260	758,520	0
10	下崎議員	人件費	10月分日当	161,000	80,500	161,000	0
11	服部議員	事務費	携帯電話料	3,327	1,663	3,327	0
12	木下議員	人件費	10月分日当	90,000	45,000	90,000	0
13	木下議員	事務費	携帯電話料	1,867	933	1,867	0
14	本郷議員	人件費	10月分日当	56,700	28,350	56,700	0
15	本郷議員	事務費	携帯電話料	7,146	3,573	7,146	0
16	風間議員	事務費	政務調査資料送料、切手代	40,240	20,120	40,240	0
17	風間議員	事務費	携帯電話料	6,847	3,423	6,847	0
18	垣内議員	事務費	携帯電話料	2,760	1,380	2,760	0
19	清沢議員	事務費	携帯電話料	11,915	5,957	11,915	0
20	清沢議員	人件費	10月分日当	65,320	32,660	65,320	0
21	小松議員	事務費	携帯電話料	2,645	1,322	2,645	0
22	丸山議員	人件費	10月分日当	56,800	28,400	56,800	0
23	丸山議員	事務費	携帯電話料	6,275	3,137	6,275	0
24	桃井議員	事務費	携帯電話料	5,581	2,790	5,581	0
				2,246,673	1,123,331	2,246,673	0

自由民主党県議団 平成23年11月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
2	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	18,648	9,324	18,648	0
3	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	19,527	9,763	19,527	0
4	議員控室	事務費	電話代	10,787	5,393	10,787	0
5	議員控室	広報費	コンピュータシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
6	議員控室	人件費	給与、社会保険料	572,591	286,295	572,591	0
7	議員控室	事務費	来客用茶葉代	14,850	7,425	14,850	0
8	下崎議員	人件費	11月分日当	161,000	80,500	161,000	0
9	服部議員	事務費	携帯電話料	3,327	1,663	3,327	0
10	服部議員	研修費	地域振興研修等のための交通費、宿泊費	13,360	6,680	13,360	0
11	木下議員	人件費	11月分日当	106,000	53,000	106,000	0
12	木下議員	事務費	携帯電話料	1,867	933	1,867	0
13	本郷議員	人件費	11月分日当	49,500	24,750	49,500	0
14	本郷議員	事務費	携帯電話料	7,251	3,625	7,251	0
15	本郷議員	資料作成費	県政調査資料作成コピー代	18,450	9,225	18,450	0
16	本郷議員	広報費	県政報告書作成印刷費	44,599	18,849	44,599	0
17	本郷議員	資料作成費	写真現像代	7,220	3,610	7,220	0
18	風間議員	事務費	政務調査資料送料	30,910	15,455	30,910	0
19	垣内議員	事務費	携帯電話料	2,701	1,350	2,701	0
20	清沢議員	事務費	携帯電話料	12,829	6,414	12,829	0
21	清沢議員	人件費	11月分日当	67,450	33,725	67,450	0
22	小池議員	広報費	県政報告印刷代	336,000	168,000	336,000	0
23	小松議員	事務費	携帯電話料	3,888	1,944	3,888	0
24	丸山議員	人件費	11月分日当	56,800	28,400	56,800	0
25	丸山議員	事務費	携帯電話料	4,833	2,416	4,833	0
26	桃井議員	事務費	携帯電話料	6,127	3,063	6,127	0
				1,576,962	785,025	1,576,962	0

自由民主党県議団 平成23年12月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	臨時職員日当	91,200	45,600	91,200	0
2	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	26,605	13,302	26,605	0
3	議員控室	会議費	県選出国会議員との意見交換会	40,989	20,494	40,989	0
4	議員控室	人件費	期末勤勉手当、社会保険料	1,225,327	612,663	1,225,327	0
5	議員控室	広報費	コンピュータシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
6	議員控室	人件費	給与、社会保険料	604,379	302,189	604,379	0
7	議員控室	広報費	県議団だより作成印刷費	3,199,980	3,199,980	3,199,980	0

8	議員控室	事務費	ファイル、のり、USBメモリ等事務用品代	23,064	11,532	23,064	0
9	議員控室	事務費	来客用茶菓	4,730	2,365	4,730	0
10	議員控室	事務費	電話代	14,113	7,056	14,113	0
11	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
12	議員控室	人件費	臨時職員日当	42,750	21,375	42,750	0
13	下崎議員	人件費	12月分日当	154,000	77,000	154,000	0
14	服部議員	事務費	携帯電話料	4,350	2,175	4,350	0
15	木下議員	人件費	12月分日当	88,000	44,000	88,000	0
16	本郷議員	人件費	12月分日当	46,800	23,400	46,800	0
17	本郷議員	事務費	携帯電話料	7,198	3,599	7,198	0
18	本郷議員	資料購入費	「ソブリンリスクの正体」等13冊本代	19,558	9,779	19,558	0
19	本郷議員	広報費	県政報告作成印刷費	38,644	38,644	38,644	0
20	平野議員	広報費	県政報告作成印刷費	39,375	13,125	39,375	0
21	風間議員	事務費	政務調査資料送料	22,720	11,360	22,720	0
22	風間議員	事務費	携帯電話料	5,526	2,763	5,526	0
23	西沢議員	事務費	政務調査資料送料	7,328	5,296	7,328	0
24	清沢議員	事務費	携帯電話料	14,449	7,224	14,449	0
25	清沢議員	人件費	12月分日当	88,040	44,020	88,040	0
26	小池議員	事務費	携帯電話料	14,829	7,414	14,829	0
27	小松議員	事務費	携帯電話料	5,656	2,828	5,656	0
28	丸山議員	人件費	12月分日当	56,800	28,400	56,800	0
29	丸山議員	事務費	携帯電話料	4,833	2,416	4,833	0
30	今井議員	事務費	携帯電話料	4,889	2,444	4,889	0
				5,902,579	4,565,666	5,902,579	0

自由民主党県議団 平成24年1月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	電話代	11,528	5,764	11,528	0
2	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	42,414	21,207	42,414	0
3	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	3,934	1,967	3,934	0
4	議員控室	広報費	コンピュータシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
5	議員控室	人件費	給与、社会保険料	597,512	298,756	597,512	0
6	議員控室	事務費	A4罫紙代	9,000	4,500	9,000	0
7	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
8	議員控室	人件費	臨時職員日当	5,700	2,850	5,700	0
9	議員控室	広報費	県議団だより送料	68,250	68,250	68,250	0
10	石田議員	事務費	携帯電話料	3,886	1,943	3,886	0
11	下崎議員	人件費	1月分日当	161,000	80,500	161,000	0
12	萩原議員	広報費	平成24年度県議団だより送料	29,696	21,696	29,696	0
13	服部議員	事務費	携帯電話料	3,274	1,637	3,274	0
14	木下議員	広報費	県政報告印刷代、新聞折込み料	231,858	151,574	231,858	0
15	本郷議員	事務費	携帯電話料	7,093	3,546	7,093	0
16	本郷議員	人件費	11月分日当	50,400	25,200	50,400	0
17	本郷議員	資料購入費	「日本経済の夜明けを告げる」等4冊本代	5,775	5,775	5,775	0
18	本郷議員	広報費	県政報告作成印刷代	83,420	83,420	83,420	0
19	平野議員	広報費	県政報告企画印刷代	63,693	42,462	63,693	0
20	風間議員	事務費	切手代	2,000	1,000	2,000	0
21	風間議員	事務費	政務調査資料送付代	18,560	9,280	18,560	0
22	風間議員	事務費	携帯電話料	5,861	2,930	5,861	0
23	西沢議員	事務費	携帯電話料	12,939	6,469	12,939	0
24	垣内議員	事務費	携帯電話料	2,814	1,407	2,814	0
25	清沢議員	事務費	携帯電話料	14,406	7,203	14,406	0
26	小池議員	事務費	携帯電話料	8,929	4,464	8,929	0
27	小松議員	事務費	携帯電話料	4,203	2,101	4,203	0
28	小松議員	広報費	県政報告作成印刷費	131,842	131,842	131,842	0
29	小松議員	資料購入費	「官僚の責任」等2冊本代	1,638	1,638	1,638	0
30	丸山議員	人件費	1月分日当	56,800	28,400	56,800	0
31	丸山議員	事務費	携帯電話料	4,833	2,416	4,833	0
32	今井議員	広報費	県政報告だより送料	392,181	179,501	392,181	0
33	桃井議員	広報費	県政報告印刷代	126,000	63,000	126,000	0
				2,167,886	1,265,921	2,167,886	0

自由民主党県議団 平成24年2月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
2	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	4,845	2,422	4,845	0
3	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	6,583	3,291	6,583	0
4	議員控室	広報費	コンピュータシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
5	議員控室	人件費	給与、社会保険料	546,958	273,479	546,958	0
6	議員控室	人件費	退職手当積立金	259,200	129,600	259,200	0
7	議員控室	人件費	臨時職員日当	42,750	21,375	42,750	0
8	石田議員	事務費	携帯電話料	3,780	1,890	3,780	0
9	下崎議員	人件費	2月分日当	156,000	78,000	156,000	0
10	服部議員	事務費	携帯電話料	3,274	1,637	3,274	0
11	望月議員	広報費	県政報告会チラシの印刷代	235,011	72,261	235,011	0
12	望月議員	会議費	2月定例会のための団会議旅費	7,300	7,300	7,300	0
13	村石議員	広報費	県政報告印刷代	306,000	246,000	306,000	0
14	本郷議員	人件費	2月分日当	54,900	27,450	54,900	0
15	本郷議員	事務費	携帯電話料	7,145	3,572	7,145	0

16	本郷議員	資料購入費	「アメリカ帝国の終焉」等6冊本代	7,700	3,850	7,700	0
17	本郷議員	広報費	県政報告コピー代、作成印刷費	67,072	16,768	67,072	0
18	風間議員	事務費	政務調査資料送料	15,080	7,540	15,080	0
19	風間議員	事務費	携帯電話料	6,381	3,190	6,381	0
20	西沢議員	広報費	自民党県議団通信送料	64,267	46,454	64,267	0
21	垣内議員	事務費	携帯電話料	2,654	1,327	2,654	0
22	垣内議員	広報費	県政報告印刷代	159,204	159,204	159,204	0
23	清沢議員	事務費	携帯電話料	14,519	7,259	14,519	0
24	清沢議員	人件費	2月分日当	74,550	37,275	74,550	0
25	小池議員	事務費	携帯電話料	10,833	5,416	10,833	0
26	小池議員	広報費	県政レポート印刷代	336,000	168,000	336,000	0
27	小松議員	事務費	携帯電話料	2,102	1,051	2,102	0
28	丸山議員	人件費	2月分日当	56,800	28,400	56,800	0
29	丸山議員	事務費	携帯電話料	8,862	4,431	8,862	0
30	丸山議員	広報費	県政報告の印刷代、折込み料	151,217	112,837	151,217	0
31	今井議員	事務費	携帯電話料	4,888	2,444	4,888	0
32	今井議員	資料購入費	「日本中枢の崩壊」等3冊本代	3,623	1,811	3,623	0
33	高橋議員	広報費	県議団だより印刷代、送料、折込み代	110,338	110,338	110,338	0
34	桃井議員	広報費	県議団だより印刷代、折込み代	148,617	111,462	148,617	0
				2,884,900	1,700,557	2,884,900	0

自由民主党県議団 平成24年3月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	事務用品費	159,750	79,875	159,750	0
2	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	25,636	12,818	25,636	0
3	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	36,211	18,105	36,211	0
4	議員控室	広報費	コンピュータシステム保守料	8,820	4,410	8,820	0
5	議員控室	人件費	給与、社会保険料	562,808	281,404	562,808	0
6	議員控室	事務費	来客用茶葉代	18,183	9,091	18,183	0
7	議員控室	事務費	駅すばあと年間更新料	8,400	4,200	8,400	0
8	議員控室	事務費	電話代	38,679	19,339	38,679	0
9	議員控室	事務費	名入れ封筒、罫紙代	78,750	39,375	78,750	0
10	議員控室	会議費	団会議旅費	406,840	203,420	406,840	0
11	議員控室	会議費	県選出国會議員の意見交換会、宿泊費等	449,224	224,612	449,224	0
12	石田議員	事務費	携帯電話料	3,832	1,916	3,832	0
13	下崎議員	人件費	3月分日当	161,000	80,500	161,000	0
14	服部議員	事務費	携帯電話料	3,220	1,610	3,220	0
15	服部議員	広報費	県会通信印刷代、送料	316,440	79,110	316,440	0
16	木下議員	人件費	3月分日当	128,000	64,000	128,000	0
17	村石議員	広報費	県政報告印刷代	255,000	205,000	255,000	0
18	本郷議員	人件費	3月分日当	58,500	29,250	58,500	0
19	本郷議員	事務費	携帯電話料	7,250	3,625	7,250	0
20	風間議員	事務費	携帯電話料	5,178	2,589	5,178	0
21	西沢議員	事務費	携帯電話料	11,758	5,879	11,758	0
22	西沢議員	広報費	自民党県議団通信印刷代、送料	141,568	63,093	141,568	0
23	垣内議員	事務費	携帯電話料	2,665	1,332	2,665	0
24	垣内議員	事務費	携帯電話料	3,131	1,565	3,131	0
25	清沢議員	事務費	携帯電話料	15,081	7,540	15,081	0
26	清沢議員	人件費	3月分日当	61,770	30,885	61,770	0
27	小池議員	事務費	携帯電話料	11,264	5,632	11,264	0
28	小松議員	事務費	携帯電話料	2,450	1,225	2,450	0
29	丸山議員	人件費	3月分日当	56,800	28,400	56,800	0
30	丸山議員	事務費	携帯電話料	7,314	3,657	7,314	0
31	今井議員	事務費	携帯電話料	1,975	987	1,975	0
32	今井議員	広報費	県政報告だより印刷代、折込み料	360,895	165,181	360,895	0
				3,408,392	1,679,625	3,408,392	0

自由民主党県議団 平成23年度 調査研究費・会議費・研修費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	古田議員	調査研究費	県議会事務局、総務部と意見交換のための交通費	5,520	2,760	5,520	0
2	古田議員	調査研究費	スポーツ振興に関する調査、意見交換のための交通費	3,000	3,000	3,000	0
3	古田議員	調査研究費	交通安全協会と意見交換のための交通費	3,600	1,800	3,600	0
4	古田議員	調査研究費	日中友好協会総会出席のための交通費	5,520	2,760	5,520	0
5	古田議員	調査研究費	地方事務所長へ要望等のための交通費	1,800	900	1,800	0
6	古田議員	調査研究費	飯田体育協会総会等出席のための交通費	2,800	1,400	2,800	0
7	古田議員	調査研究費	飯田市副市長とリニア新幹線問題の打合せ等のための交通費	3,600	1,800	3,600	0
8	萩原議員	調査研究費	県建設部と建設行政の意見交換等のための交通費	13,820	6,910	13,820	0
9	萩原議員	調査研究費	県教育委員会と武道館建設の意見交換等のための交通費	7,500	4,300	7,500	0
10	萩原議員	調査研究費	国交省へ国定公園陳情のための交通費、宿泊費等	35,105	35,105	35,105	0
11	望月議員	調査研究費	団体の各種会合へ参加のための交通費	27,140	13,570	27,140	0
12	木下議員	調査研究費	知事へ要請等のための交通費	7,700	7,700	7,700	0
13	平野議員	調査研究費	県選出自民党国會議員と災害対策の意見交換等のための交通費	16,280	8,140	16,280	0
14	平野議員	調査研究費	県建設部と意見交換のための交通費	2,820	1,410	2,820	0
15	平野議員	調査研究費	自民党本部職員と教育基本法の意見交換等のための交通費	16,280	8,140	16,280	0
16	垣内議員	調査研究費	県企画部等とリニア新幹線に関する意見交換等のための交通費	10,300	5,150	10,300	0
17	垣内議員	調査研究費	行政書士会総会出席のための交通費	1,800	900	1,800	0
18	垣内議員	調査研究費	県建設部と意見交換のための交通費	10,300	5,150	10,300	0
19	垣内議員	調査研究費	消防団と意見交換のための交通費	3,000	3,000	3,000	0
20	垣内議員	調査研究費	県健康福祉部と意見交換のための交通費	10,300	5,150	10,300	0

21	垣内議員	調査研究費	県総務部と意見交換のための交通費、宿泊費等	14,300	7,150	14,300	0
22	垣内議員	調査研究費	県選出自民党国会議員と意見交換のための交通費	17,760	8,880	17,760	0
23	垣内議員	調査研究費	東京朝日会と意見交換のための交通費	17,760	8,880	17,760	0
24	小池議員	調査研究費	信毎セミナー代	8,000	4,000	8,000	0
25	小松議員	調査研究費	県選出自民党国会議員へ要望等のための交通費	18,260	9,130	18,260	0
26	丸山議員	調査研究費	各種団体の総会、総代会、訓練参加のための交通費	10,740	5,370	10,740	0
27	今井議員	調査研究費	県選出自民党国会議員へ要望等のための交通費	21,900	10,950	21,900	0
28	高橋議員	調査研究費	各種団体の総会、総代会参加のための交通費	10,220	5,110	10,220	0
29	桃井議員	調査研究費	県選出自民党国会議員と意見交換のための交通費	15,910	7,955	15,910	0
30	桃井議員	調査研究費	県議団会議のための宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
31	古田議員	調査研究費	県農政部等と意見交換のための交通費	6,900	3,450	6,900	0
32	古田議員	調査研究費	県企画部長ヘリニアの要望依頼等のための交通費、宿泊費等	20,300	10,150	20,300	0
33	古田議員	調査研究費	商工会議所総会出席のための交通費	2,480	1,240	2,480	0
34	古田議員	調査研究費	陳情の打合せのための交通費	3,600	3,600	3,600	0
35	古田議員	調査研究費	消防団、財産区と意見交換等のための交通費	2,400	2,400	2,400	0
36	古田議員	調査研究費	下條村長へ道路整備に関する要望調査、視察のための交通費	3,600	1,800	3,600	0
37	萩原議員	調査研究費	国交省へ道路行政について要望等のための交通費	23,280	23,280	23,280	0
38	萩原議員	調査研究費	知事、教育長へ要請等のための交通費	5,500	5,500	5,500	0
39	平野議員	調査研究費	県建設部へ入札制度情報収集等のための交通費	12,260	6,130	12,260	0
40	平野議員	調査研究費	県総務部と6月補正について意見交換等のための交通費	2,820	1,410	2,820	0
41	平野議員	調査研究費	県商工労働部と意見交換等のための交通費	2,820	1,410	2,820	0
42	風間議員	調査研究費	東京都へ環境保全対策等調査のための交通費	20,920	10,460	20,920	0
43	風間議員	調査研究費	東京都道府県会館へ環境保全対策等調査のための交通費	21,240	10,620	21,240	0
44	垣内議員	調査研究費	大阪市へ環境問題調査のための交通費	30,600	15,300	30,600	0
45	垣内議員	調査研究費	東京都へ経済動向等について意見交換のための交通費	17,760	8,880	17,760	0
46	垣内議員	調査研究費	県議会事務局と意見交換のための交通費、宿泊費等	14,300	7,150	14,300	0
47	清沢議員	調査研究費	徳島県等へ現地調査等のための交通費、宿泊費	102,649	51,324	102,649	0
48	清沢議員	調査研究費	地域高齢者活動調査のための交通費	5,030	5,030	5,030	0
49	丸山議員	調査研究費	各種団体と意見交換等のための交通費	13,320	13,320	13,320	0
50	丸山議員	調査研究費	各種団体と意見交換等のための交通費	4,110	4,110	4,110	0
51	今井議員	調査研究費	各種団体と意見交換等のための交通費	6,060	6,060	6,060	0
52	高橋議員	調査研究費	元気づくり支援金活用状況等調査のための交通費	3,360	3,360	3,360	0
53	高橋議員	調査研究費	知事へ満蒙開拓記念館の陳情等のための交通費	13,780	13,780	13,780	0
54	高橋議員	調査研究費	通常議員総会出席のための交通費	930	930	930	0
55	石田議員	調査研究費	各種団体と意見交換等のための交通費	3,450	1,725	3,450	0
56	古田議員	調査研究費	各種団体と意見交換等のための交通費	8,980	4,490	8,980	0
57	古田議員	調査研究費	期成同盟会と意見交換のための交通費	6,130	3,065	6,130	0
58	古田議員	調査研究費	県建設部長と道路整備の意見交換等のための交通費	5,700	2,850	5,700	0
59	古田議員	調査研究費	県企画部長とリニア新幹線打合せ等のための交通費	8,340	4,170	8,340	0
60	古田議員	調査研究費	県健康福祉部と社会福祉充実の意見交換等のための交通費	6,900	3,450	6,900	0
61	萩原議員	調査研究費	県建設部、農政部、日本体育協会へ調査等のための交通費	45,420	22,710	45,420	0
62	服部議員	調査研究費	県産業政策課と補助事業打合せのための交通費	10,470	5,235	10,470	0
63	望月議員	調査研究費	国際環境問題等調査のための交通費	12,100	12,100	12,100	0
64	望月議員	調査研究費	県建設部へ要請等のための交通費	5,290	5,290	5,290	0
65	望月議員	調査研究費	県部課長と意見交換等のための交通費	5,630	2,815	5,630	0
66	木下議員	調査研究費	村石議員と議会運営協議のための交通費	7,700	7,700	7,700	0
67	木下議員	調査研究費	少林寺拳法推進等と協議のための交通費	8,490	4,245	8,490	0
68	木下議員	調査研究費	県農政部長等と農政振興等協議のための交通費	12,250	6,125	12,250	0
69	木下議員	調査研究費	県議会事務局長等と議会運営協議のための交通費	16,250	16,250	16,250	0
70	木下議員	調査研究費	吉田参議院議員と道路整備協議のための交通費	19,000	19,000	19,000	0
71	木下議員	研修費	日本防衛外交勉強会出席のための交通費	9,210	9,210	9,210	0
72	木下議員	調査研究費	NHKへドラマ化要請等のための交通費	19,000	19,000	19,000	0
73	木下議員	調査研究費	佐久市長等と水源を守る協議等のための交通費	9,330	4,665	9,330	0
74	平野議員	調査研究費	県建設部と耐震改修の意見交換等のための交通費	2,820	2,820	2,820	0
75	平野議員	調査研究費	県選出国会議員と災害対策の意見交換等のための交通費	16,280	16,280	16,280	0
76	平野議員	調査研究費	県商工労働部と中小企業対策の意見交換等のための交通費	2,820	2,820	2,820	0
77	風間議員	調査研究費	東京都へ環境保全対策調査等のための交通費	20,920	20,920	20,920	0
78	風間議員	調査研究費	群馬県へ都市計画事業等調査のための交通費	13,140	13,140	13,140	0
79	垣内議員	調査研究費	県教育委員会へ文化財保護対策に関する意見交換のための交通費、宿泊費等	15,900	15,900	15,900	0
80	垣内議員	調査研究費	県環境部と廃棄物対策の意見交換のための交通費	15,900	15,900	15,900	0
81	垣内議員	調査研究費	県建設部と道路改良等の意見交換のための交通費	11,900	11,900	11,900	0
82	垣内議員	調査研究費	県農政部と販路推進策の意見交換等のための交通費、宿泊費等	15,900	15,900	15,900	0
83	清沢議員	調査研究費	松本地方事務所副所長と打合せのための交通費	1,690	1,690	1,690	0
84	清沢議員	調査研究費	県建設部長へ要望等のための交通費	7,890	3,945	7,890	0
85	清沢議員	調査研究費	新潟県、栄村等へ政務調査のための交通費等	62,628	31,314	62,628	0
86	清沢議員	調査研究費	防災意識等調査のための交通費	1,380	1,380	1,380	0
87	清沢議員	調査研究費	県建設部長へ要望のための交通費	7,400	7,400	7,400	0
88	清沢議員	調査研究費	県建設部長へ要望のための交通費	7,250	7,250	7,250	0
89	小松議員	調査研究費	参議院議員へ要望等のための交通費	18,260	18,260	18,260	0
90	小松議員	調査研究費	県政報告会会場費	52,500	26,250	52,500	0
91	今井議員	調査研究費	県選出自民党参議院議員へ要望等のための宿泊費等	13,000	13,000	13,000	0
92	高橋議員	調査研究費	消防団員の募集状況等について意見交換のための交通費	1,260	1,260	1,260	0
93	桃井議員	調査研究費	河川グランド維持、整備の意見交換のための交通費	6,490	3,245	6,490	0
94	古田議員	調査研究費	リニア新幹線についての要望等のための交通費	4,266	2,133	4,266	0
95	古田議員	調査研究費	スポーツ振興に関する意見交換のための交通費	16,200	16,200	16,200	0
96	古田議員	調査研究費	県企画部長への要望等のための交通費	5,520	5,520	5,520	0
97	萩原議員	調査研究費	県総務部、健康福祉部、観光部と意見交換等のための交通費	28,310	14,155	28,310	0
98	萩原議員	調査研究費	中央東線促進協議会総会出席のための交通費	15,720	15,720	15,720	0
99	木下議員	調査研究費	若林参議院議員へ農業振興の要請等のための交通費	21,200	21,200	21,200	0
100	木下議員	調査研究費	県医療政策課へ要請等のための交通費	2,880	1,440	2,880	0
101	木下議員	調査研究費	県農業政策課長と農業政策協議のための交通費	12,250	6,125	12,250	0

102	平野議員	調査研究費	県環境部、総務部と意見交換等のための交通費	5,640	2,820	5,640	0
103	平野議員	調査研究費	県選出国會議員へ補正予算の要望等のための交通費	32,560	16,280	32,560	0
104	風間議員	調査研究費	東京都へ災害、防災対策調査のための交通費	21,240	10,620	21,240	0
105	風間議員	調査研究費	東京都へ医療対策等調査のための交通費	21,240	10,620	21,240	0
106	垣内議員	調査研究費	県教育委員会へ学力向上の意見交換等のための交通費	8,600	4,300	8,600	0
107	垣内議員	調査研究費	吉田参議院議員と地方分権の意見交換等のための交通費	17,760	8,880	17,760	0
108	垣内議員	調査研究費	県建設部と地域課題の意見交換のための交通費、宿泊費等	15,900	7,950	15,900	0
109	垣内議員	調査研究費	県健康福祉部等と意見交換のための交通費、宿泊費	19,900	9,950	19,900	0
110	垣内議員	調査研究費	南箕輪村へ補正要望調査のための交通費	1,800	1,800	1,800	0
111	垣内議員	調査研究費	県議会日韓親善促進議員連盟参加のための交通費、宿泊費	15,900	15,900	15,900	0
112	清沢議員	調査研究費	筑北村役場へ地域課題調査のための交通費	4,540	2,270	4,540	0
113	清沢議員	調査研究費	県建設部長へ要望等のための交通費	7,450	7,450	7,450	0
114	小池議員	調査研究費	行政課題の県内調査等のための交通費、宿泊費	81,350	40,675	81,350	0
115	小松議員	調査研究費	県建設部長等へ要望のための交通費	7,720	7,720	7,720	0
116	小松議員	調査研究費	信州諏訪農協へ要望等のための交通費	2,400	2,400	2,400	0
117	小松議員	調査研究費	自民党県議団一二三会の政務調査のための交通費	17,550	8,775	17,550	0
118	今井議員	調査研究費	県税務課長と意見交換のための交通費	13,520	13,520	13,520	0
119	今井議員	調査研究費	中央東線高速化促進広域期成同盟会出席のための交通費、宿泊費	6,180	6,180	6,180	0
120	今井議員	調査研究費	中信地区へ調査のための交通費	16,900	16,900	16,900	0
121	古田議員	調査研究費	副知事等と記念館等打合せのための交通費	5,520	5,520	5,520	0
122	古田議員	調査研究費	スポーツ振興等の意見交換のための交通費	9,600	4,800	9,600	0
123	古田議員	調査研究費	県警交通部長と運転免許サブセンター設置打合せ等のための交通費	16,600	8,300	16,600	0
124	萩原議員	調査研究費	中部縦貫道建設促進協議会と意見交換のための交通費、宿泊費等	35,214	35,214	35,214	0
125	萩原議員	調査研究費	知事、県建設部、総務部へ要望等のための交通費	20,730	10,365	20,730	0
126	望月議員	調査研究費	県建設部へ土木行政の要請、意見交換のための交通費	5,290	5,290	5,290	0
127	望月議員	調査研究費	O I S C A議連関係者と意見交換等のための交通費	5,290	5,290	5,290	0
128	木下議員	調査研究費	若林参議院議員と防災事業協議等のための交通費	7,700	7,700	7,700	0
129	木下議員	調査研究費	小坂参議院議員等と道路整備協議等のための交通費	19,000	19,000	19,000	0
130	木下議員	調査研究費	県健康福祉部等と協議のための交通費、宿泊費	16,250	8,125	16,250	0
131	木下議員	調査研究費	吉田参議院議員等と防災対策協議等のための交通費	12,250	12,250	12,250	0
132	木下議員	調査研究費	県建設部長と入札制度適正化協議等のための交通費	12,250	12,250	12,250	0
133	平野議員	調査研究費	県選出国會議員と災害対策の意見交換等のための交通費	16,280	8,140	16,280	0
134	平野議員	調査研究費	県建設部と入札制度の意見交換等のための交通費	2,820	1,410	2,820	0
135	風間議員	調査研究費	東京都道府県会館へ都医療対策等調査のための交通費	21,240	10,620	21,240	0
136	垣内議員	調査研究費	大阪府へ環境問題調査のための交通費	30,600	15,300	30,600	0
137	垣内議員	調査研究費	吉田参議院議員と農業問題の意見交換のための交通費	17,760	8,880	17,760	0
138	垣内議員	調査研究費	公共事業についての意見交換のための交通費	11,900	5,950	11,900	0
139	垣内議員	調査研究費	県健康福祉部と福祉行政の意見交換のための交通費	11,900	5,950	11,900	0
140	垣内議員	調査研究費	商店街活性化についての意見交換のための交通費	17,760	8,880	17,760	0
141	清沢議員	調査研究費	自民党県議団一二三会の補正予算関係等課題検討のための交通費	7,450	7,450	7,450	0
142	清沢議員	調査研究費	刈谷沢神明宮へ無形民俗文化財調査のための交通費	4,680	4,680	4,680	0
143	小池議員	調査研究費	県健康福祉部と福祉課題の意見交換等のための交通費、宿泊費等	21,400	10,700	21,400	0
144	小松議員	調査研究費	自民党県議団の9月定例議会対策のための交通費、宿泊費等	12,520	12,520	12,520	0
145	小松議員	調査研究費	県農政部等と勉強会、意見交換等のための宿泊費等	4,000	4,000	4,000	0
146	今井議員	調査研究費	県教育長等へ要望等のための交通費	9,520	9,520	9,520	0
147	今井議員	調査研究費	議会改革調査会出席のための交通費、宿泊費等	14,020	14,020	14,020	0
148	桃井議員	調査研究費	自民党参議院議員等と意見交換のための交通費	5,750	5,750	5,750	0
149	桃井議員	調査研究費	自民党県議団一二三会出席のための宿泊費等	4,000	4,000	4,000	0
150	桃井議員	調査研究費	県秘書課、企業局と一般質問に関する意見交換のための宿泊費	4,000	4,000	4,000	0
151	桃井議員	調査研究費	スポーツ振興の意見交換のための宿泊費	4,000	4,000	4,000	0
152	古田議員	調査研究費	県建設部長へ国道への提言、意見交換のための交通費、宿泊費等	10,300	10,300	10,300	0
153	古田議員	調査研究費	飯伊P T A連合会と意見交換等のための交通費	9,260	4,630	9,260	0
154	萩原議員	調査研究費	県観光部、建設部、農政部、総務部と意見交換のための交通費	28,230	14,115	28,230	0
155	望月議員	調査研究費	県土木部へ要望等のための交通費	5,200	5,200	5,200	0
156	木下議員	調査研究費	T P P交渉参加反対協議に関する意見交換のための交通費	11,450	11,450	11,450	0
157	平野議員	調査研究費	県健康福祉部、建設部と意見交換等のための交通費	5,640	2,820	5,640	0
158	風間議員	調査研究費	東京都道府県会館へ県財政事情等調査のための交通費	21,240	10,620	21,240	0
159	風間議員	調査研究費	群馬県へ都市計画事業等調査のための交通費	13,140	6,570	13,140	0
160	風間議員	調査研究費	東京都へ環境保全等調査のための交通費	21,240	10,620	21,240	0
161	西沢議員	調査研究費	吉田参議院議員等と意見交換のための交通費	16,810	8,405	16,810	0
162	西沢議員	調査研究費	日本会議長野県支部総会出席のための交通費	7,210	7,210	7,210	0
163	垣内議員	調査研究費	吉田参議院議員へ要望等のため交通費	18,400	18,400	18,400	0
164	垣内議員	調査研究費	県健康福祉部と介護保険福祉施設助成の意見交換等のための交通費	10,300	5,150	10,300	0
165	垣内議員	調査研究費	大阪市へ工場誘致調査等のための交通費	30,600	15,300	30,600	0
166	垣内議員	調査研究費	県教育委員会と教育問題の意見交換等のための交通費	13,450	6,725	13,450	0
167	清沢議員	調査研究費	滋賀県へ川鶴関係調査等のための交通費、宿泊費	70,943	35,471	70,943	0
168	清沢議員	調査研究費	県建設部長へ地域道路課題の進捗状況調査のための交通費	14,750	14,750	14,750	0
169	小池議員	調査研究費	リニア県協議会出席のための交通費	17,700	17,740	17,700	0
170	今井議員	調査研究費	県警交通規制課と信号設置状況調査等のための交通費	9,520	9,520	9,520	0
171	今井議員	調査研究費	県建設部へ国道152号線に関する要望等のための交通費、宿泊費等	8,510	8,510	8,510	0
172	高橋議員	調査研究費	県建設部へ国道152号線に関する要望等のための交通費、宿泊費等	17,490	17,490	17,490	0
173	桃井議員	調査研究費	スポーツ振興に関する意見交換のための交通費	3,400	3,400	3,400	0
174	古田議員	調査研究費	県選出国會議員、厚労省へ要請等のための交通費	21,240	21,240	21,240	0
175	萩原議員	調査研究費	知事と故郷納税の意見交換等のための交通費	6,910	3,455	6,910	0
176	萩原議員	調査研究費	県企画部交通政策課へ公共交通の調査等のための交通費	6,910	3,455	6,910	0
177	萩原議員	調査研究費	県建設部建築指導課へ調整区域問題調査等のための交通費	7,420	3,710	7,420	0
178	萩原議員	調査研究費	県建設部建築指導課へ調整区域問題調査等のための交通費	9,910	9,910	9,910	0
179	服部議員	調査研究費	山/内町等へ地域経済現況調査等のための交通費、宿泊費等	25,220	25,220	25,220	0
180	望月議員	調査研究費	信濃雅楽会と文化行政の意見交換等のための交通費	12,480	6,240	12,480	0
181	木下議員	調査研究費	県建設部長と県道整備促進の協議、現地調査のための交通費	11,450	11,450	11,450	0
182	木下議員	調査研究費	吉田参議院議員と政治課題の協議、意見交換のための交通費	3,540	1,770	3,540	0

183	平野議員	調査研究費	県環境部、教育委員会、建設部へ調査等のための交通費	9,670	4,835	9,670	0
184	平野議員	調査研究費	国交省へ公共事業の調査のための交通費	16,280	16,280	16,280	0
185	平野議員	調査研究費	県高校教育課、管財課等へ調査のための交通費	10,420	5,210	10,420	0
186	風間議員	調査研究費	群馬県へ観光振興調査等のための交通費	13,140	6,570	13,140	0
187	風間議員	調査研究費	東京都道府県会館へ環境保全対策等調査のための交通費	23,070	11,535	23,070	0
188	西沢議員	調査研究費	地域活性化等に関する調査、意見交換のための交通費	3,400	1,700	3,400	0
189	西沢議員	調査研究費	吉田参議院議員政経フォーラム参加のため交通費	13,930	13,930	13,930	0
190	垣内議員	調査研究費	県建設部へ県道整備調査等のための交通費	14,300	7,150	14,300	0
191	垣内議員	調査研究費	吉田参議院議員と地方行政課題等の意見交換のための交通費	18,400	9,200	18,400	0
192	垣内議員	調査研究費	大阪市へ環境問題調査のための交通費	30,600	15,300	30,600	0
193	清沢議員	調査研究費	三重県へ現地調査のための交通費、宿泊費	74,168	37,084	74,168	0
194	清沢議員	調査研究費	道路問題現況調査のための交通費	7,200	7,200	7,200	0
195	清沢議員	調査研究費	東筑摩郡の課題等調査のための交通費	7,450	7,450	7,450	0
196	清沢議員	調査研究費	自民党一二三会現地調査のための交通費、宿泊費等	20,700	20,700	20,700	0
197	小池議員	調査研究費	松本市へ行政課題調査のため交通費	6,000	3,000	6,000	0
198	小池議員	調査研究費	知事と行政課題について意見交換のための交通費	17,700	17,700	17,700	0
199	小池議員	調査研究費	国会議員と行政課題の意見交換のための交通費	18,230	18,230	18,230	0
200	小松議員	調査研究費	自民党県議団会議のための交通費	8,260	8,260	8,260	0
201	丸山議員	調査研究費	中野市ママさんバレーボール連盟関係者と意見交換のための交通費	3,520	3,520	3,520	0
202	高橋議員	調査研究費	民主党副幹事長、厚労省へ要請等のための交通費	15,860	15,860	15,860	0
203	古田議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	23,289	23,289	23,289	0
204	古田議員	調査研究費	県議員会館へ資料作成等のための交通費	6,000	3,000	6,000	0
205	服部議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	22,750	22,750	22,750	0
206	望月議員	調査研究費	県林務部、環境部と意見交換等のための交通費	10,400	5,200	10,400	0
207	村石議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	23,299	23,299	23,299	0
208	本郷議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	21,999	21,999	21,999	0
209	平野議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	17,460	17,460	17,460	0
210	平野議員	調査研究費	県建築指導課長へ宅建行政の調査等のための交通費	3,500	1,750	3,500	0
211	風間議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	23,290	23,290	23,290	0
212	風間議員	調査研究費	東京都へ大都市災害、防災対策等調査のための交通費	20,920	20,920	20,920	0
213	西沢議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	22,830	22,830	22,830	0
214	垣内議員	調査研究費	県建設部と上伊那管内県道整備についての意見交換のための交通費	10,300	5,150	10,300	0
215	垣内議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	21,709	21,709	21,709	0
216	垣内議員	調査研究費	県健康福祉部と介護施設に関する意見交換のための交通費	10,300	5,150	10,300	0
217	垣内議員	調査研究費	県総務部と国第3次補正予算に関する意見交換のための交通費	10,300	5,150	10,300	0
218	垣内議員	調査研究費	県建設部と都市計画の線引き等の意見交換のための交通費	10,300	5,150	10,300	0
219	垣内議員	調査研究費	東京都へ地域道路行政調査のため交通費	18,400	9,200	18,400	0
220	清沢議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費	6,220	6,220	6,220	0
221	小池議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	20,869	20,869	20,869	0
222	小池議員	調査研究費	県建設部へ行政課題調査のための交通費	5,100	2,550	5,100	0
223	小松議員	調査研究費	県健康福祉部へ精神科医療等調査のための交通費	6,220	3,110	6,220	0
224	丸山議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	26,469	26,469	26,469	0
225	今井議員	調査研究費	佐久建設事務所長等へ公園線維持管理の要望等のための交通費	5,250	5,250	5,250	0
226	高橋議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費	7,930	7,930	7,930	0
227	桃井議員	調査研究費	県選出国会議員へ予算要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	22,899	22,899	22,899	0
228	議員8名	調査研究費	愛媛県、大分県へ視察調査のための交通費、宿泊費等	947,804	473,902	947,804	0
229	古田議員	調査研究費	知事へ陳情等のための交通費	16,300	16,300	16,300	0
230	望月議員	調査研究費	防災行政、福祉行政調査のための交通費	1,230	1,230	1,230	0
231	望月議員	調査研究費	県林務部等へ要望等のための交通費	5,200	520	5,200	0
232	望月議員	調査研究費	県農業政策課と意見交換のための交通費	5,200	2,600	5,200	0
233	木下議員	調査研究費	県政報告等のための交通費、会場費	18,540	9,270	18,540	0
234	木下議員	調査研究費	県政報告等のための交通費	11,450	5,725	11,450	0
235	平野議員	調査研究費	広島市、東京都へ視察調査のための交通費、宿泊費等	43,739	43,739	43,739	0
236	風間議員	調査研究費	群馬県へ観光振興等調査のための交通費	13,140	6,570	13,140	0
237	小池議員	調査研究費	行政懇談出席のための交通費	13,900	6,950	13,900	0
238	小松議員	調査研究費	長野県地方自治政策課題研究会出席のための交通費	7,740	7,740	7,740	0
239	小松議員	調査研究費	自民党県議団2月定例議会準備のための宿泊費	4,000	4,000	4,000	0
240	今井議員	調査研究費	県農政部へ相談等のための交通費、宿泊費等	11,410	5,705	11,410	0
241	桃井議員	調査研究費	広島市、広島県教育委員会等へ視察調査のための交通費、宿泊費等	64,126	64,126	64,126	0
242	古田議員	調査研究費	県建設部長へ提言等のための交通費	17,000	17,000	17,000	0
243	古田議員	調査研究費	県総務部と意見交換等のための交通費	5,520	5,520	5,520	0
244	望月議員	調査研究費	2月定例会の予算に関する団会議出席のための交通費	5,200	5,200	5,200	0
245	木下議員	調査研究費	知事と平成24年度予算に関する意見交換等のための交通費	11,450	5,725	11,450	0
246	平野議員	調査研究費	県総務部、建設部等へ24年度予算等調査のための交通費	9,440	4,720	9,440	0
247	風間議員	調査研究費	群馬県へ都市計画事業等調査のための交通費	13,140	6,570	13,140	0
248	西沢議員	調査研究費	吉田参議院議員へ要望、意見交換のための交通費、宿泊費等	14,000	7,000	14,000	0
249	小池議員	調査研究費	県建設部へ行政課題調査のための交通費	15,700	7,850	15,700	0
250	小松議員	調査研究費	国交省へ要望等のための交通費	18,080	18,080	18,080	0
251	小松議員	調査研究費	自民党県議団会議のための宿泊費等	12,000	12,000	12,000	0
252	高橋議員	調査研究費	名古屋県人会へ企業誘致等要請のための交通費	5,360	5,360	5,360	0
253	桃井議員	調査研究費	知事等と24年度当初予算等の意見交換のための交通費	6,050	3,025	6,050	0
254	桃井議員	調査研究費	佐久市、県建設部等と意見交換のための交通費、宿泊費等	19,300	9,650	19,300	0
255	古田議員	調査研究費	県建設部、林務部へ要請、意見交換のための交通費	20,600	10,300	20,600	0
256	清沢議員	調査研究費	刈谷沢神明宮へ地域無形文化財調査のための交通費	4,740	4,740	4,740	0
257	小松議員	調査研究費	国交省等へ官民連携推進等調査のための交通費	18,080	18,080	18,080	0
				4,533,415	3,024,560	4,533,415	0

自由民主党県議団 合計			31,259,888	18,334,811	31,259,108	0
-------------	--	--	------------	------------	------------	---

改革・新風 平成23年5月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
3	議員控室	人件費	社会保険料	50,354	25,177	50,354	0
4	議員控室	事務費	ゴム印代	7,875	3,937	7,875	0
5	議員控室	事務費等	駅すばあと更新料、長野県職員録代	11,000	5,500	11,000	0
6	議員控室	事務費	プリンター用インク代	8,610	4,305	8,610	0
7	寺島議員	事務費	携帯電話料	7,097	3,548	7,097	0
8	寺島議員	人件費	5月分日当	90,000	45,000	90,000	0
9	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	17,500	35,000	0
10	竹内議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
11	甕議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
12	甕議員	事務費	携帯電話料	5,708	2,854	5,708	0
13	吉川議員	人件費	5月分日当	137,550	68,775	137,550	0
14	吉川議員	研修費	講演CD代	25,335	12,667	25,335	0
				754,079	377,038	754,079	0

改革・新風 平成23年6月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	事務費	プリント代	36,178	18,089	36,178	0
3	議員控室	広報費	ホームページ制作料、管理料	325,500	162,750	325,500	0
4	議員控室	事務費	封筒印刷代	15,750	7,875	15,750	0
5	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
6	議員控室	事務費	液晶ディスプレイ、電話台の購入代	23,887	11,943	23,887	0
7	議員控室	資料購入費	長野県官公庁団体職員録代	4,600	2,300	4,600	0
8	議員控室	資料作成費	VHSテープ代	3,160	1,580	3,160	0
9	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,800	4,900	9,800	0
10	議員控室	人件費	社会保険料	50,354	25,177	50,354	0
11	議員控室	事務費	インターネット接続代	3,355	1,677	3,355	0
12	議員控室	事務費	ボールペン代等	1,856	928	1,856	0
13	倉田議員	事務費	携帯電話料	8,136	4,068	8,136	0
14	寺島議員	事務費	携帯電話料	6,584	3,292	6,584	0
15	寺島議員	人件費	6月分日当	75,000	37,500	75,000	0
16	寺島議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
17	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	17,500	35,000	0
18	竹内議員	事務費	プリンター代	7,980	3,990	7,980	0
19	野沢議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
20	小島議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
21	下澤議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
22	甕議員	事務費	携帯電話料	7,546	3,773	7,546	0
23	吉川議員	事務費	携帯電話料	18,184	9,092	18,184	0
24	吉川議員	事務費	携帯電話料	15,482	7,741	15,482	0
25	吉川議員	資料購入費	国会便覧代	2,850	1,425	2,850	0
26	吉川議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
27	山岸議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
28	山岸議員	人件費	6月分日当	94,500	47,250	94,500	0
29	荒井議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
30	堀場議員	事務費	携帯電話料	2,828	1,414	2,828	0
31	続木議員	事務費	携帯電話料	4,049	2,024	4,049	0
32	続木議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
33	中川議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
34	依田議員	事務費	携帯電話料	5,079	2,539	5,079	0
35	石和議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
36	石和議員	事務費	携帯電話料	4,853	2,426	4,853	0
				1,149,761	574,878	1,149,761	0

改革・新風 平成23年7月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	封筒印刷代	17,850	8,925	17,850	0
2	議員控室	人件費	労働保険料	55,569	27,784	55,569	0
3	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
4	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
5	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,257	4,628	9,257	0
6	議員控室	事務費	事務用いす代	48,090	24,045	48,090	0
7	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
8	議員控室	事務費	プリント代	31,952	15,962	31,952	0
9	議員控室	事務費	ネットワーク補修費	5,250	2,625	5,250	0
10	議員控室	事務費	デスクマット等消耗品代	119,830	59,915	119,830	0
11	議員控室	事務費	インターネット接続料	3,346	1,673	3,346	0
12	倉田議員	事務費	携帯電話料	4,906	2,453	4,906	0
13	寺島議員	人件費	7月分日当	103,500	51,750	103,500	0
14	竹内議員	資料購入費	時刻表代	1,150	575	1,150	0
15	野沢議員	事務費	事務所看板代	10,815	5,407	10,815	0
16	野沢議員、小島議員	広報費	県政報告夏号表面データ、印刷代	243,600	121,800	243,600	0
17	下澤議員	広報費	県政報告夏号表面データ	10,500	5,250	10,500	0
18	下澤議員	資料購入費	「私たちはどう生きるか」本代	2,049	2,049	2,049	0
19	甕議員	事務費	携帯電話料	9,277	4,638	9,277	0

20	吉川議員	人件費	7月分日当	100,275	50,137	100,275	0
21	荒井議員	事務費	パソコン購入費、工事代	145,740	72,870	145,740	0
22	荒井議員	事務費	携帯電話料	2,942	1,471	2,942	0
23	続木議員	広報費	県政レポート折込み料	42,295	21,147	42,295	0
24	石和議員	広報費	県政報告夏号表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
25	石和議員	事務費	携帯電話料	5,810	2,905	5,810	0
				1,386,353	694,184	1,386,353	0

改革・新風 平成23年8月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	事務費	ノート等消耗品代	1,355	677	1,355	0
3	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
4	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
5	議員控室	事務費	インターネット接続代	3,774	1,887	3,774	0
6	議員控室	事務費	プリント代	34,864	17,432	34,864	0
7	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,458	4,729	9,458	0
8	議員控室	人件費	社会保険料	100,708	50,354	100,708	0
9	議員控室	事務費	インクカートリッジ代	7,644	3,822	7,644	0
10	倉田議員	事務費	携帯電話料	4,418	2,209	4,418	0
11	寺島議員	事務費	携帯電話料	10,162	5,081	10,162	0
12	寺島議員	人件費	8月分日当	102,000	51,000	102,000	0
13	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	17,500	35,000	0
14	野沢議員	広報費	県政報告印刷代	249,536	124,768	249,536	0
15	野沢議員	広報費	県政報告送料	43,966	21,983	43,966	0
16	小島議員	広報費	県政報告折込み料	103,180	51,590	103,180	0
17	小島議員	広報費	県政報告送料	19,920	9,960	19,920	0
18	下澤議員	広報費	県政報告折込み料	137,505	68,752	137,505	0
19	甕議員	広報費	県政報告印刷代	211,050	105,525	211,050	0
20	甕議員	広報費	県政報告折込み料	88,057	44,028	88,057	0
21	甕議員	事務費	携帯電話料	15,303	7,651	15,303	0
22	吉川議員	事務費	携帯電話料	16,232	8,116	16,232	0
23	吉川議員	人件費	7月分日当	86,100	43,050	86,100	0
24	山岸議員	広報費	県政報告夏号表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
25	荒井議員	広報費	県政報告印刷代、折込み料	273,002	136,501	273,002	0
26	堀場議員	人件費	7月分日当	90,000	45,000	90,000	0
27	続木議員	広報費	県政報告夏号表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
28	続木議員	事務費	携帯電話料	4,051	2,025	4,051	0
29	続木議員	広報費	県政レポート印刷代、折込み代	114,685	57,342	114,685	0
30	中川議員	広報費	県政報告印刷代、折込み料	329,257	164,628	329,257	0
31	依田議員	広報費	県政報告印刷代、折込み料	392,249	196,124	392,249	0
32	依田議員	事務費	携帯電話料	10,816	5,408	10,816	0
				2,917,142	1,458,567	2,917,142	0

改革・新風 平成23年9月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
4	議員控室	事務費	インターネット接続代	2,898	1,449	2,898	0
5	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,280	4,640	9,280	0
6	議員控室	人件費	社会保険料	50,354	25,177	50,354	0
7	議員控室	事務費	消耗品購入代	11,130	5,565	11,130	0
8	議員控室	事務費	プリント代	13,377	6,688	13,377	0
9	小島議員	事務費	携帯電話料	413	206	413	0
10	下澤議員	広報費	県政報告印刷代	301,439	150,719	301,439	0
11	寺島議員	人件費	9月分日当	124,500	62,250	124,500	0
12	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	17,500	35,000	0
13	寺島議員	事務費	携帯電話料	9,088	4,544	9,088	0
14	吉川議員	事務費	携帯電話料	15,159	7,579	15,159	0
15	山岸議員	事務費	ノートパソコン代、プリンター代	98,500	49,250	98,500	0
16	荒井議員	事務費	携帯電話料	3,020	1,510	3,020	0
17	堀場議員	事務費	携帯電話料	5,504	2,752	5,504	0
18	続木議員	事務費	携帯電話料	4,575	2,287	4,575	0
19	依田議員	広報費	県政情報配布料	336,525	168,262	336,525	0
20	石和議員	広報費	県政報告印刷代、配布料	238,780	119,390	238,780	0
21	石和議員	事務費	携帯電話料	3,761	1,880	3,761	0
				1,665,153	832,573	1,665,153	0

改革・新風 平成23年10月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
4	議員控室	事務費	インターネット接続代	4,317	2,158	4,317	0
5	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,169	4,584	9,169	0
6	議員控室	人件費	社会保険料	51,008	25,504	51,008	0
7	議員控室	資料作成費	写真保存用CD-R等消耗品代	2,660	1,330	2,660	0
8	議員控室	事務費	プリント代	39,499	19,749	39,499	0

9	倉田議員	事務費	携帯電話料	3,402	1,701	3,402	0
10	寺島議員	広報費	県政報告秋号表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
11	寺島議員	事務費	携帯電話料	9,191	4,595	9,191	0
12	寺島議員	人件費	10月分日当	100,500	50,250	100,500	0
13	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	17,500	35,000	0
14	野沢議員	広報費	県政報告秋号表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
15	小島議員	広報費	県政報告秋号印刷代	233,100	116,550	233,100	0
16	小島議員	研修費	国政報告会参加交通費、宿泊費	8,460	4,230	8,460	0
17	下澤議員	広報費	県政報告秋号表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
18	吉川議員	研修費	講演CD代	54,089	54,089	54,089	0
19	吉川議員	事務費	携帯電話料	14,860	7,430	14,860	0
20	堀場議員	事務費	携帯電話料	5,052	2,526	5,052	0
21	続木議員、中川議員	広報費	県政報告印刷代	323,770	161,885	323,770	0
22	依田議員	事務費	携帯電話料	5,720	2,860	5,720	0
23	石和議員	事務費	携帯電話料	2,991	1,495	2,991	0
				1,336,138	695,111	1,336,138	0

改革・新風 平成23年11月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
4	議員控室	事務費	インターネット接続代	3,331	1,665	3,331	0
5	議員控室	広報費	会派活動報告資料印刷代	264,915	132,457	264,915	0
6	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,585	4,792	9,585	0
7	議員控室	事務費	プリント代	55,074	27,537	55,074	0
8	議員控室	人件費	社会保険料	51,008	25,504	51,008	0
9	議員控室	事務費	消耗品代	24,300	12,150	24,300	0
10	議員控室	事務費	ウイルス駆除ソフト代	6,258	3,129	6,258	0
11	倉田議員	事務費	携帯電話料	3,723	1,861	3,723	0
12	寺島議員	事務費	携帯電話料	5,460	2,730	5,460	0
13	寺島議員	人件費	11月分日当	123,000	61,500	123,000	0
14	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	17,500	35,000	0
15	野沢議員	広報費	県政報告印刷代、折込み料	341,342	170,671	341,342	0
16	野沢議員	事務費	封筒印刷代	53,340	26,670	53,340	0
17	野沢議員	広報費	資料送料	44,895	22,447	44,895	0
18	小島議員	広報費	県政報告折込み料	103,180	51,590	103,180	0
19	甕議員	広報費	県政報告印刷代、折込み料	294,414	147,207	294,414	0
20	甕議員	事務費	携帯電話料	18,493	9,246	18,493	0
21	吉川議員	広報費	県政報告表面データ代	21,000	10,500	21,000	0
22	吉川議員	事務費	携帯電話料	14,950	7,475	14,950	0
23	吉川議員	人件費	11月分日当	100,800	50,400	100,800	0
24	山岸議員	広報費	県政報告印刷代、配布料	210,727	105,363	210,727	0
25	荒井議員	事務費	携帯電話料	1,974	987	1,974	0
26	続木議員	事務費	携帯電話料	6,272	3,136	6,272	0
27	続木議員	広報費	県政報告折込み料	42,295	21,147	42,295	0
28	続木議員	人件費	11月分日当	48,600	24,300	48,600	0
29	中川議員	広報費	県政報告折込み料	95,697	47,848	95,697	0
30	依田議員	事務費	携帯電話料	7,089	3,544	7,089	0
31	石和議員	事務費	携帯電話料	3,204	1,602	3,204	0
				2,391,776	1,195,888	2,391,776	0

改革・新風 平成23年12月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
4	議員控室	事務費	インターネット接続代	3,579	1,789	3,579	0
5	議員控室	資料購入費	長野県官公庁団体職員録代	4,600	2,300	4,600	0
6	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	8,833	4,416	8,833	0
7	議員控室	事務費	コピー代	20,210	10,105	20,210	0
8	倉田議員	事務費	携帯電話料	2,422	1,211	2,422	0
9	寺島議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
10	寺島議員	人件費	12月分日当	118,500	59,250	118,500	0
11	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	17,500	35,000	0
12	竹内議員	広報費	県政情報郵送切手代、印刷代	94,650	47,325	94,650	0
13	野沢議員	広報費	県政報告印刷代	255,675	127,837	255,675	0
14	野沢議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
15	野沢議員	広報費	県政報告送料	44,830	22,415	44,830	0
16	野沢議員	人件費	12月分日当	39,000	19,500	39,000	0
17	小島議員	資料購入費	「世界を知る力」等5冊本代	6,384	6,384	6,384	0
18	小島議員	広報費	県政報告印刷代	255,675	127,837	0	0
19	下澤議員	広報費	県政報告印刷代	133,494	66,747	133,494	0
20	下澤議員	広報費	会派だより印刷配布代	294,298	147,149	294,298	0
21	下澤議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
22	甕議員	広報費	県政報告折込み料	4,168	2,084	4,168	0
23	吉川議員	広報費	県政報告印刷配布代	218,958	109,479	218,958	0
24	吉川議員	広報費	県政報告送料	112,730	56,365	112,730	0
25	吉川議員	事務費	携帯電話料	15,679	7,839	15,679	0
26	吉川議員	資料購入費	国会要覧代	4,440	2,220	4,440	0

27	吉川議員	人件費	12月分日当	99,750	49,875	99,750	0
28	吉川議員	事務費	資料送料	7,140	3,570	7,140	0
29	吉川議員	資料購入費	「論語の言葉」等2冊本代	1,000	1,000	1,000	0
30	山岸議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
31	山岸議員	人件費	12月分日当	86,800	43,400	86,800	0
32	荒井議員	広報費	県政報告折込み代	83,046	41,523	83,046	0
33	荒井議員	広報費	県政報告印刷代	170,100	85,050	170,100	0
34	荒井議員	事務費	携帯電話料	2,767	1,383	2,767	0
35	堀場議員	事務費	携帯電話料	2,995	1,497	2,995	0
36	続木議員	広報費	ハガキ代	21,650	10,825	21,650	0
37	続木議員	人件費	12月分日当	63,498	31,749	63,498	0
38	依田議員	広報費	県政報告印刷代	74,550	37,275	74,550	0
39	依田議員	広報費	未来を語る会折込み料	23,688	11,844	23,688	0
40	依田議員	事務費	携帯電話料	5,462	2,731	5,462	0
41	石和議員	広報費	県政報告秋冬号印刷代	238,098	119,049	238,098	0
42	石和議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
43	石和議員	事務費	携帯電話料	3,636	1,818	3,636	0
				3,011,655	1,509,516	2,755,980	0

改革・新風 平成24年1月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
4	議員控室	事務費	インターネット接続代	3,423	1,711	3,423	0
5	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,182	4,591	9,182	0
6	議員控室	事務費	コピー代	28,015	14,007	28,015	0
7	議員控室	事務費	プリンター用インク代	68,985	34,492	0	0
8	議員控室	人件費	社会保険料	102,016	51,008	102,016	0
9	議員控室	事務費	ウイルス駆除ソフト更新代	3,129	1,564	3,129	0
10	倉田議員	事務費	携帯電話料	2,531	1,265	2,531	0
11	倉田議員	広報費	県政報告新年号印刷代、折込み料	349,784	174,892	349,784	0
12	寺島議員	事務費	携帯電話料	13,153	6,576	13,153	0
13	寺島議員	人件費	1月分日当	108,000	54,000	108,000	0
14	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	17,500	35,000	0
15	吉川議員	事務費	携帯電話料	15,980	7,990	15,980	0
16	吉川議員	人件費	12月分日当	107,625	53,812	107,625	0
17	山岸議員	広報費	県政報告春号表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
18	山岸議員	広報費	県政報告春号印刷代、折込み料	271,215	135,607	271,215	0
19	山岸議員	人件費	1月分日当	87,500	43,750	87,500	0
20	荒井議員	事務費	携帯電話料	3,654	1,827	3,654	0
21	堀場議員	資料購入費	時刻表代	1,150	575	1,150	0
22	堀場議員	人件費	1月分日当	90,000	45,000	90,000	0
23	続木議員	事務費	携帯電話料	12,615	6,307	12,615	0
24	続木議員	広報費	県政報告折込み料	42,211	21,105	42,211	0
25	中川議員	広報費	県政報告春号印刷代、折込み料	654,712	327,356	654,712	0
26	依田議員	広報費	県政報告春号印刷代、折込み料	127,575	63,787	127,575	0
27	依田議員	事務費	携帯電話料	5,910	2,955	5,910	0
28	野沢議員	広報費	県政報告折込み料	85,667	42,833	85,667	0
29	石和議員	広報費	県政報告春号印刷代	238,623	119,311	238,623	0
30	石和議員	事務費	携帯電話料	3,778	1,889	3,778	0
31	荒井議員	広報費	県政報告折込み料	83,046	41,523	83,046	0
32	甕議員	広報費	県政報告春号印刷代、折込み料	298,872	149,436	298,872	0
				3,265,701	1,632,844	3,196,716	0

改革・新風 平成24年2月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
4	議員控室	事務費	インターネット接続代	3,435	1,717	3,435	0
5	議員控室	事務費	プリンター用インク代	42,850	21,425	42,850	0
6	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,307	4,653	9,307	0
7	議員控室	事務費	コピー代	11,949	5,974	11,949	0
8	議員控室	人件費	社会保険料	51,008	25,504	51,008	0
9	議員控室	広報費	県政報告折込み料	188,318	94,159	0	0
10	議員控室	事務費	鉛筆等消耗品代	46,314	23,157	46,314	0
11	倉田議員	事務費	携帯電話料	3,114	1,557	3,114	0
12	寺島議員	事務費	携帯電話料	6,854	3,427	6,854	0
13	寺島議員	人件費	2月分日当	124,500	62,250	124,500	0
14	下澤議員	事務費	住所録管理ソフト代	2,887	1,443	2,887	0
15	下澤議員	広報費	県政報告印刷代、折込み料	417,530	208,765	417,530	0
16	下澤議員	資料購入費	「ディスレクシアな僕の人生」本代	1,400	1,400	1,400	0
17	甕議員	事務費	携帯電話料	6,418	3,209	6,418	0
18	吉川議員	人件費	2月分日当	72,975	36,487	72,975	0
19	山岸議員	人件費	2月分日当	116,550	58,275	116,550	0
20	荒井議員	資料購入費	「ディスレクシアな僕の人生」本代	1,400	1,400	1,400	0
21	荒井議員	事務費	携帯電話料	2,468	1,234	2,468	0
22	荒井議員	広報費	県政報告折込み料	83,046	41,523	83,046	0
23	荒井議員	広報費	県政報告春号印刷代	176,400	88,200	176,400	0

24	堀場議員	人件費	1月分日当	90,000	45,000	90,000	0
25	堀場議員	事務費	携帯電話料	2,578	1,289	2,578	0
26	小島議員	広報費	県政報告折込み料	101,564	50,782	101,564	0
27	続木議員	人件費	2月分日当	64,800	32,400	64,800	0
28	依田議員	広報費	会派だより折込み料	50,925	25,462	50,925	0
29	石和議員	事務費	携帯電話料	6,185	3,092	6,185	0
30	石和議員	事務費	パソコン購入代	93,200	46,600	93,200	0
				2,179,825	1,091,309	1,991,507	0

改革・新風 平成24年3月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料2月分	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	広報費	ホームページ管理料3月分	31,500	15,750	31,500	0
4	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
5	議員控室	事務費	インターネット接続代2月分	3,204	1,602	3,204	0
6	議員控室	事務費	インターネット接続代3月分	3,347	1,673	3,347	0
7	議員控室	事務費	電話代、ファックス代2月分	9,195	4,597	9,195	0
8	議員控室	事務費	電話代、ファックス代3月分	9,218	4,609	9,218	0
9	議員控室	事務費	コピー代	121,518	60,759	121,518	0
10	議員控室	人件費	社会保険料	102,941	51,470	102,941	0
11	議員控室	事務費	消耗品代	2,911	1,455	2,911	0
12	倉田議員	事務費	携帯電話料	3,114	1,557	3,114	0
13	寺島議員	広報費	県政報告春号表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
14	寺島議員	広報費	県政報告印刷代、折込み料	437,086	218,543	437,086	0
15	寺島議員	事務費	2月、3月分事務所賃料	70,000	35,000	70,000	0
16	寺島議員	人件費	3月分日当	136,500	68,250	136,500	0
17	寺島議員	事務費	携帯電話料	6,507	3,253	6,507	0
18	竹内議員	広報費	県政報告春号印刷代	223,650	111,825	223,650	0
19	野沢議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
20	野澤議員	広報費	県政報告印刷代、送料	300,320	150,160	300,320	0
21	野澤議員	広報費	県政報告折込み代	85,667	42,833	85,667	0
22	小島議員	広報費	県政報告春号印刷代	229,950	114,975	229,950	0
23	小島議員	広報費	県政報告折込み代	101,564	50,782	101,564	0
24	下澤議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
25	下澤議員	広報費	県政報告春号印刷代	280,438	140,219	280,438	0
26	甕議員	広報費	県政報告春号印刷代、折込み料	299,107	149,553	299,107	0
27	甕議員	事務費	携帯電話料	9,287	4,643	9,287	0
28	吉川議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
29	吉川議員	事務費	携帯電話料	13,755	6,877	13,755	0
30	吉川議員	人件費	2月分日当	91,875	29,662	91,875	0
31	吉川議員	事務費	携帯電話料	13,701	6,850	13,701	0
32	吉川議員	人件費	3月分日当	70,350	17,850	70,350	0
33	山岸議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
34	山岸議員	人件費	3月分日当	100,800	50,400	100,800	0
35	山岸議員	広報費	県政報告春号印刷代、折込み料	269,692	134,846	269,692	0
36	堀場議員	広報費	県政報告印刷代	306,416	153,208	306,416	0
37	堀場議員	広報費	県政報告春号折込み料	149,851	74,925	149,851	0
38	堀場議員	事務費	携帯電話料	3,351	1,675	3,351	0
39	中川議員	広報費	県政報告春号折込み料	197,322	98,661	197,322	0
40	中川議員	広報費	県政報告春号印刷代	372,960	186,480	372,960	0
41	依田議員	広報費	県政報告春号印刷代	168,000	84,000	168,000	0
42	依田議員	広報費	県政報告春号折込み料	49,491	24,745	49,491	0
43	石和議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
44	石和議員	広報費	県政報告春号印刷代	210,525	105,262	210,525	0
				4,949,963	2,441,374	4,949,963	0

改革・新風 平成23年度調査研究費、会議費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	会議費	団会議交通費	61,310	61,310	61,310	0
2	議員控室	会議費	団会議交通費	8,000	8,000	8,000	0
3	倉田議員	調査研究費	マスコミ関連団体関係者と意見交換のための交通費	4,230	2,115	4,230	0
4	下澤議員	調査研究費	国道143号線改良期成同盟総会参加のための交通費	6,550	6,550	6,550	0
5	甕議員	調査研究費	国道143号線改良期成同盟総会参加のための交通費	5,180	5,180	5,180	0
6	堀場議員	調査研究費	羽田国対委員長とスポーツ振興の情報交換等のための交通費	15,100	7,550	15,100	0
7	堀場議員	調査研究費	関東地方整備局と高速自動車道整備の意見交換のための交通費	14,780	7,390	14,780	0
8	議員控室	会議費	団会議交通費	15,030	15,030	15,030	0
9	寺島議員	調査研究費	知事へ要望等のための交通費	5,040	5,040	5,040	0
10	寺島議員	調査研究費	東京事務所視察、団会議のための交通費、宿泊費等	30,460	30,460	30,460	0
11	寺島議員	調査研究費	東京都へ長野県中期5か年計画に関する調査のための交通費	17,170	8,585	17,170	0
12	小島議員	調査研究費	東京事務所視察、団会議のための交通費、宿泊費等	38,720	38,720	38,720	0
13	下澤議員	調査研究費	東京事務所視察、団会議のための交通費、宿泊費等	28,020	28,020	28,020	0
14	甕議員	調査研究費	知事へ要望等のための交通費	2,560	2,560	2,560	0
15	甕議員	調査研究費	東京事務所視察、団会議のための交通費	17,520	17,520	17,520	0
16	吉川議員	調査研究費	県警本部へ要望等のための交通費、宿泊費	19,870	9,935	19,870	0
17	山岸議員	調査研究費	団会議交通費	11,060	11,060	11,060	0
18	荒井議員	調査研究費	羽田参議院議員とリニア問題等懇談のための交通費、宿泊費	29,770	14,885	29,770	0
19	堀場議員	調査研究費	知事へ提案書提出のための交通費	5,880	5,880	5,880	0

20	堀場議員	調査研究費	防衛大臣等と議会改革等の意見交換のための交通費	16,690	8,345	16,690	0
21	続木議員	調査研究費	羽田参議院議員と地域医療等の情報交換等のための交通費、宿泊費	30,580	15,290	30,580	0
22	中川議員	調査研究費	東日本大震災に関する要望等と団会議のための交通費等	28,610	14,305	28,610	0
23	依田議員	調査研究費	知事等へ県政課題に関する要望等のための交通費	9,200	9,200	9,200	0
24	依田議員	調査研究費	羽田参議院議員へ地域医療について陳情、団会議のための交通費	19,910	19,910	19,910	0
25	依田議員	調査研究費	東京事務所視察、団会議のための交通費、宿泊費等	16,060	16,060	16,060	0
26	石和議員	調査研究費	知事等へ県政課題について要望等のための交通費	3,300	3,300	3,300	0
27	石和議員	調査研究費	羽田参議院議員と意見交換のための交通費、宿泊費	19,330	9,665	19,330	0
28	議員控室	調査研究費	三重県、静岡県視察調査経費	748,601	374,300	748,601	0
29	倉田議員	調査研究費	羽田参議院議員秘書へ要望等のための交通費	20,370	10,185	20,370	0
30	倉田議員	調査研究費	羽田参議院議員秘書へ要望等のための交通費	13,234	6,617	13,234	0
31	倉田議員	調査研究費	国交省へ要望等のための交通費	27,570	13,785	27,570	0
32	寺島議員	調査研究費	羽田参議院議員へ助成金要望のための交通費、宿泊費	15,734	15,734	15,734	0
33	竹内議員	調査研究費	県政要望等のための交通費	6,560	3,280	6,560	0
34	吉川議員	調査研究費	消防団支援対策に関する意見交換のための交通費	4,540	4,540	4,540	0
35	堀場議員	調査研究費	全国野球振興会と意見交換のための交通費	26,960	26,960	26,960	0
36	続木議員	調査研究費	国交省へ陳情等のための交通費	13,820	13,820	13,820	0
37	中川議員	調査研究費	県行政等に関する意見交換のための交通費	2,430	2,430	2,430	0
38	議員控室	会議費	団会議交通費	51,310	25,655	51,310	0
39	議員控室	会議費	団会議交通費	56,540	28,270	56,540	0
40	議員控室	会議費	団会議交通費	69,860	34,930	69,860	0
41	倉田議員	調査研究費	東京事務所へ要望のための交通費、宿泊費等	35,270	35,270	35,270	0
42	倉田議員	調査研究費	防衛大臣へ要望のための交通費、宿泊費等	14,110	14,110	14,110	0
43	寺島議員	調査研究費	羽田事務所へ地域農業振興策要望等のための交通費	16,780	8,390	16,780	0
44	寺島議員	調査研究費	団会議等のための宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
45	寺島議員	調査研究費	団打合せ等のための宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
46	寺島議員	調査研究費	団打合せ等のための宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
47	野沢議員	調査研究費	知事、教育長と珠算教育に関する懇談のための交通費	8,300	4,150	8,300	0
48	野沢議員	調査研究費	団会議等のための宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
49	下澤議員	調査研究費	団打合せ等のための宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
50	吉川議員	調査研究費	団会議等のための交通費、宿泊費等	12,750	6,375	12,750	0
51	堀場議員	調査研究費	全国野球振興会と意見交換のための交通費	55,680	55,680	55,680	0
52	議員控室	会議費	団会議交通費	37,120	18,560	37,120	0
53	議員控室	調査研究費	中信地区調査研究等のための経費	461,885	230,942	461,885	0
54	倉田議員	調査研究費	羽田事務所へ要望等のための交通費	24,360	24,360	24,360	0
55	竹内議員	調査研究費	国交省へ要望のための交通費	22,630	22,630	22,630	0
56	荒井議員	調査研究費	県教育長へ要望等のための交通費	1,440	1,440	1,440	0
57	荒井議員	調査研究費	参議院議員へ要望等のための交通費	13,060	13,060	13,060	0
58	堀場議員	調査研究費	全国野球振興会と意見交換のための交通費	39,900	39,900	39,900	0
59	続木議員	調査研究費	中部縦貫道建設促進総会に出席のための交通費	13,780	13,780	13,780	0
60	中川議員	調査研究費	中部縦貫道建設促進総会に出席のための交通費	11,830	11,830	11,830	0
61	中川議員	調査研究費	中島衆議院議員と並行在来線の意見交換のための交通費	9,500	4,750	9,500	0
62	議員控室	会議費	団会議交通費	40,080	20,040	40,080	0
63	倉田議員	調査研究費	国会議員秘書へ要望等のための交通費	24,060	24,060	24,060	0
64	寺島議員	調査研究費	団会議等のための宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
65	寺島議員	調査研究費	病院建設助成金要望等のための交通費	8,080	8,080	8,080	0
66	甕議員	調査研究費	県建設部長へ陳情等のための交通費	5,900	5,900	5,900	0
67	甕議員	調査研究費	北沢前防衛大臣と国政、外交に関する意見交換のための交通費、宿泊費	8,940	8,940	8,940	0
68	吉川議員	調査研究費	戦没者遺族大会参加及び意見交換のための交通費	15,000	7,500	15,000	0
69	議員控室	調査研究費	高知県、徳島県、兵庫県視察調査経費	1,767,340	883,670	1,767,340	0
70	議員控室	会議費	団会議交通費	68,720	34,360	68,720	0
71	寺島議員	調査研究費	地方一括交付金事業要望等のための交通費	16,780	16,780	16,780	0
72	寺島議員	調査研究費	団会議出席のための宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
73	甕議員	調査研究費	県政レポート打合せのための交通費	4,920	2,460	4,920	0
74	甕議員	調査研究費	中部縦貫道陳情等のための交通費	5,120	2,560	5,120	0
75	倉田議員	調査研究費	民主党幹事長へ県要望のための交通費	22,720	22,720	22,720	0
76	倉田議員	調査研究費	東京事務所へ要望活動のための交通費、宿泊費等	23,660	23,660	23,660	0
77	倉田議員	調査研究費	民主党幹事長、農林大臣へ要望のための交通費	24,090	24,090	24,090	0
78	寺島議員	調査研究費	県建設部長へ国道整備促進要望等のための交通費	6,030	3,015	6,030	0
79	寺島議員	調査研究費	議会改革調査会視察等のための交通費、宿泊費	26,000	13,000	26,000	0
80	甕議員	調査研究費	環境省、民主党へ要望等のための交通費	13,860	6,930	13,860	0
81	甕議員	調査研究費	県政レポート打合せ等のための交通費	13,790	6,895	13,790	0
82	吉川議員	調査研究費	県建設部長へ路線等に関する提言等のための交通費、宿泊費等	12,040	6,020	12,040	0
83	吉川議員	調査研究費	県児童相談所と打合せ等のための交通費、宿泊費	20,080	10,040	20,080	0
84	石和議員	調査研究費	団会議出席のための宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
85	議員控室	会議費	団会議交通費	50,420	25,210	50,420	0
86	議員控室	会議費	団会議交通費	74,200	37,100	74,200	0
87	吉川議員	調査研究費	知事へ要望等のための交通費	8,360	4,180	8,360	0
88	続木議員	調査研究費	県林務部職員に対する要望等のための交通費	8,100	8,100	8,100	0
89	中川議員	調査研究費	県庁へ陳情等のための交通費	6,350	6,350	6,350	0
90	議員控室	会議費	団会議交通費	65,740	32,870	65,740	0
91	議員控室	会議費	団会議交通費	66,490	33,245	66,490	0
92	議員控室	会議費	団会議交通費	40,800	20,400	40,800	0
93	議員控室	会議費	団会議交通費	29,330	14,665	29,330	0
94	議員控室	会議費	団会議交通費	45,900	22,950	45,900	0
95	議員控室	会議費	団会議交通費	44,640	22,320	44,640	0
96	下澤議員	調査研究費	団会議勉強会宿泊費等	8,000	4,000	8,000	0
97	甕議員	調査研究費	団会議勉強会宿泊費等	8,000	4,000	8,000	0
98	吉川議員	調査研究費	沖縄県信濃の塔の状況調査等のための交通費、宿泊費等	89,115	89,115	89,115	0
99	議員控室	会議費	団会議交通費	30,940	15,470	30,940	0

100	堀場議員	調査研究費	全国野球振興会と意見交換のための交通費	15,250	15,250	15,250	0
				5,066,699	2,949,543	5,066,699	0

改革・新風 合計				30,074,245	15,432,446	29,561,267	0
----------	--	--	--	------------	------------	------------	---

県民クラブ・公明 本部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	本部	資料購入費	長野県職員録2冊代	2,600	1,300	2,600	0
2	本部	広報費	会派総会の会議室使用料	20,000	10,000	20,000	0
3	本部	事務費	両袖机など備品代	72,450	36,225	72,450	0
4	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
5	本部	事務費	通信費、コピー代	25,497	12,748	25,497	0
6	本部	人件費	人件費日当	38,400	19,200	38,400	0
7	本部	事務費	切手代等	1,825	912	1,825	0
8	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,496	105,748	211,496	0
9	本部	事務費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
10	本部	事務費	インクカートリッジ、のりなど事務用品代	7,327	3,663	7,327	0
11	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
12	本部	事務費	通信費、コピー代	44,503	22,251	44,503	0
13	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,496	105,748	211,496	0
14	本部	人件費	労働保険料	40,865	20,432	40,865	0
15	本部	広報費	ウェブサイト更新料・管理費	157,500	78,750	157,500	0
16	本部	事務費	通信費、コピー代	17,682	8,841	17,682	0
17	本部	人件費	人件費日当	12,800	6,400	12,800	0
18	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,496	105,748	211,496	0
19	本部	事務費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
20	本部	事務費	通信費、コピー代	136,991	68,495	136,991	0
21	本部	人件費	夏季手当	130,000	65,000	130,000	0
22	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,496	105,748	211,496	0
23	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
24	本部	事務費	紙ファイル、切手、ハガキ代	3,750	1,875	3,750	0
25	本部	事務費	通信費、コピー代	82,590	41,295	82,590	0
26	本部	人件費	人件費日当	32,000	16,000	32,000	0
27	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,496	105,748	211,496	0
28	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
29	本部	事務費	通信費、コピー代	87,012	43,506	87,012	0
30	本部	人件費	人件費日当	25,600	12,800	25,600	0
31	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,815	105,907	211,815	0
32	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
33	本部	事務費	紙ファイル、パソコンキーボード、インクカートリッジ代等	14,280	7,140	14,280	0
34	本部	事務費	会派封筒代	36,330	18,165	36,330	0
35	本部	事務費	通信費、コピー代	76,046	38,023	76,046	0
36	本部	人件費	人件費日当	25,600	12,800	25,600	0
37	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,815	105,907	211,815	0
38	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
39	本部	事務費	フラットファイル代等	1,262	631	1,262	0
40	本部	事務費	通信費、コピー代	64,827	32,413	64,827	0
41	本部	人件費	期末手当	170,000	85,000	170,000	0
42	本部	人件費	人件費日当	19,200	9,600	19,200	0
43	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,815	105,907	211,815	0
44	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
45	本部	事務費	インクジェット代等	11,731	5,865	11,731	0
46	本部	事務費	通信費、コピー代	59,734	29,867	59,734	0
47	本部	人件費	人件費日当	25,600	12,800	25,600	0
48	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,815	105,907	211,815	0
49	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
50	本部	事務費	通信費、コピー代	87,827	43,913	87,827	0
51	本部	人件費	人件費日当	38,400	19,200	38,400	0
52	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,815	105,907	211,815	0
53	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
54	本部	事務費	資料保存CD-R等事務用品代	6,171	3,085	6,171	0
55	本部	事務費	通信費、コピー代	99,151	49,575	99,151	0
56	本部	人件費	人件費日当	19,200	9,600	19,200	0
57	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	211,815	105,907	211,815	0
				4,129,421	2,064,702	4,129,421	0

県民クラブ・公明 長野支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	太田議員	調査研究費	国の震災対策について衆議院議員会館への交通費	15,940	7,970	15,940	0

県民クラブ・公明 大町支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	諏訪議員	調査研究費	知事等へ要望等のための交通費	6,290	3,145	6,290	0
2	諏訪議員	調査研究費	大町市消防団大会等出席のための交通費	14,450	7,225	14,450	0
3	諏訪議員	事務費	携帯電話料	7,176	3,588	7,176	0
4	諏訪議員	事務費	携帯電話料	7,972	3,986	7,972	0
5	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,062	3,031	6,062	0

6	諏訪議員	事務費	携帯電話料	5,834	2,917	5,834	0
7	諏訪議員	広報費	8月折込み料、チラシ折込み料	31,252	15,626	31,252	0
8	諏訪議員	事務費	携帯電話料	5,834	2,917	5,834	0
9	諏訪議員	事務費	携帯電話料	5,887	2,943	5,887	0
10	諏訪議員	広報費	11月折込み料、チラシ折込み料	31,252	15,626	31,252	0
11	諏訪議員	事務費	携帯電話料	7,155	3,577	7,155	0
12	諏訪議員	事務費	携帯電話料	5,834	2,917	5,834	0
13	諏訪議員	広報費	1月折込み料、チラシ折込み料	30,958	15,479	30,958	0
14	諏訪議員	事務費	携帯電話料	5,834	2,917	5,834	0
15	諏訪議員	調査研究費	知事等へ要望等のための交通費	3,220	1,610	3,220	0
16	諏訪議員	調査研究費	沖縄県へ調査のための交通費、宿泊費等	91,500	45,750	91,500	0
				266,510	133,254	266,510	0

県民クラブ・公明 上田小県支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	清水議員	調査研究費	関係省庁へ栄村地震に関する要望、意見交換等のための交通費	14,530	7,265	14,530	0
2	清水議員	調査研究費	産廃反対要望等のための交通費	2,890	1,445	2,890	0
3	清水議員	事務費	携帯電話料	5,415	2,707	5,415	0
4	清水議員	人件費	6月分日当	49,700	24,850	49,700	0
5	清水議員	事務費	携帯電話料	7,805	3,902	7,805	0
6	清水議員	人件費	7月分日当	49,700	24,850	41,890	0
7	清水議員	広報費	県政だより印刷代	122,850	30,712	122,850	0
8	清水議員	調査研究費	期成同盟会要望提出等のための交通費	4,180	2,090	4,180	0
9	清水議員	事務費	携帯電話料	8,368	4,184	8,368	0
10	清水議員	人件費	8月分日当	49,700	24,850	42,600	0
11	清水議員	人件費	9月分日当	49,700	24,850	49,700	0
12	清水議員	事務費	携帯電話料	7,639	3,819	7,639	0
13	清水議員	人件費	10月分日当	49,700	24,850	49,700	0
14	清水議員	事務費	携帯電話料	7,437	3,718	7,437	0
15	清水議員	人件費	11月分日当	49,700	24,850	49,700	0
16	清水議員	広報費	県政だより印刷代	92,137	30,712	92,137	0
17	清水議員	事務費	携帯電話料	8,509	4,254	8,509	0
18	清水議員	事務費	携帯電話料	7,664	3,832	7,664	0
19	清水議員	事務費	携帯電話料	7,443	3,721	7,443	0
20	清水議員	広報費	県政だより印刷代、デザイン代、送料	198,400	148,800	198,400	0
21	清水議員	人件費	3月分日当	31,240	15,620	31,240	0
				824,707	415,881	809,797	0

県民クラブ・公明 大北支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	宮澤議員	広報費	星辰印刷代、折込み料	209,076	104,538	209,076	0

県民クラブ・公明 松本支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	中川議員	調査研究費	関係省庁へ栄村地震に関する要望、意見交換等のための交通費	24,200	24,200	24,200	0
2	中川議員	事務費	携帯電話料	7,642	3,820	7,642	0
3	中川議員	調査研究費	消防の支援策に関する意見交換、現地調査のための交通費	4,500	4,500	4,500	0
4	中川議員	広報費	県会だより印刷代、送料	71,250	35,625	71,250	0
5	中川議員	事務費	携帯電話料	6,598	3,299	6,598	0
6	中川議員	人件費	8月分日当	49,700	24,850	49,700	0
7	中川議員	調査研究費	建設事務所、地方事務所へ要望聴取のための交通費	5,860	5,860	5,860	0
8	中川議員	調査研究費	県建設部長へ陳情等のための交通費	6,060	6,060	6,060	0
9	中川議員	人件費	9月分日当	49,700	24,850	49,700	0
10	中川議員	調査研究費	県へ要望事項聴取のための交通費	5,410	5,410	5,410	0
11	中川議員	調査研究費	戦没者と意見交換のための交通費	2,100	2,100	2,100	0
12	中川議員	事務費	携帯電話料	5,997	2,998	5,997	0
13	中川議員	人件費	10月分日当	49,700	24,850	49,700	0
14	中川議員	事務費	携帯電話料	6,651	3,325	6,651	0
15	中川議員	広報費	県会だより印刷代、送料	68,280	34,140	68,280	0
16	中川議員	人件費	11月分日当	49,700	24,850	49,700	0
17	中川議員	広報費	県議会だより新春号ハガキ代	27,500	13,750	27,500	0
18	中川議員	広報費	プリンターインク代	8,940	4,470	8,940	0
19	中川議員	人件費	12月分日当	49,700	24,850	49,700	0
20	中川議員	人件費	1月分日当	49,700	24,850	49,700	0
21	中川議員	調査研究費	県林務部長へ要望等のための交通費	5,940	2,970	5,940	0
22	中川議員	事務費	携帯電話料	7,670	3,835	7,670	0
23	中川議員	人件費	2月分日当	49,700	24,850	49,700	0
24	中川議員	事務費	携帯電話料	5,876	2,938	5,876	0
25	中川議員	人件費	3月分日当	49,700	24,850	49,700	0
26	中川議員	広報費	県会だより制作料、送料	193,400	96,700	193,400	0
				861,474	454,800	861,474	0

県民クラブ・公明 富士見支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	小池議員	事務費	携帯電話料	4,960	2,480	4,960	0
2	小池議員	事務費	携帯電話料	3,716	1,858	3,716	0
3	小池議員	調査研究費	消防団員の訓練成果と技術に関する調査、意見交換のための交通費	4,390	4,390	4,390	0
4	小池議員	事務費	携帯電話料	3,716	1,858	3,716	0

5	小池議員	調査研究費	陸上競技に関する調査、意見交換のための交通費	2,140	2,140	2,140	0
6	小池議員	広報費	県会だより折込み料	63,798	31,899	63,798	0
7	小池議員	事務費	携帯電話料	5,815	2,907	5,815	0
8	小池議員	広報費	県会だより印刷代	70,000	35,000	70,000	0
9	小池議員	事務費	携帯電話料	4,364	2,182	4,364	0
10	小池議員	広報費	県会だより印刷代	70,000	35,000	70,000	0
11	小池議員	事務費	携帯電話料	9,550	4,775	9,550	0
12	小池議員	事務費	携帯電話料	7,520	3,760	7,520	0
13	小池議員	事務費	携帯電話料	6,244	3,122	6,244	0
14	小池議員	調査研究費	公明党と意見交換等のための交通費	5,200	5,200	5,200	0
15	小池議員	広報費	県会だより印刷代	75,000	37,500	75,000	0
16	小池議員	事務費	携帯電話料	7,507	3,753	7,507	0
17	小池議員	広報費	県会だより印刷代、折込み料	133,798	66,899	133,798	0
18	小池議員	事務費	携帯電話料	7,346	3,673	7,346	0
				485,064	248,396	485,064	0

県民クラブ・公明 塩尻支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	小松議員	調査研究費	県農政部、林務部へ要望等のための交通費	6,240	3,120	6,240	0
2	小松議員	事務費	携帯電話料	13,775	6,887	13,775	0
3	小松議員	人件費	5月分日当	40,000	15,000	40,000	0
4	小松議員	広報費	県政報告会の会場費	30,000	15,000	30,000	0
5	小松議員	事務費	携帯電話料	5,392	2,696	5,392	0
6	小松議員	人件費	6月分日当	40,000	15,000	40,000	0
7	小松議員	調査研究費	県健康福祉部等と病床増等の意見交換のための交通費	6,240	3,120	6,240	0
8	小松議員	調査研究費	県農政部長へ全頭検査の要望等のための交通費	5,990	5,990	5,990	0
9	小松議員	事務費	携帯電話料	9,064	4,532	9,064	0
10	小松議員	人件費	7月分日当	40,000	15,000	40,000	0
11	小松議員	事務費	携帯電話料	8,556	4,278	8,556	0
12	小松議員	調査研究費	県建設部等と入札制度等の意見交換等のための交通費	6,240	3,120	6,240	0
13	小松議員	広報費	県政報告紙代、版下代	115,500	57,750	115,500	0
14	小松議員	事務費	携帯電話料	7,876	3,938	7,876	0
15	小松議員	人件費	8、9月分日当	80,000	30,000	80,000	0
16	小松議員	調査研究費	県建設部へ河川整備に関する要請等のための交通費	6,240	3,120	6,240	0
17	小松議員	人件費	10、11月分日当	80,000	30,000	80,000	0
18	小松議員	事務費	携帯電話料	7,168	3,584	7,168	0
19	小松議員	人件費	12月分から3月分までの日当	160,000	60,000	160,000	0
20	小松議員	広報費	県政報告印刷代、折込み料	179,702	89,851	179,702	0
21	小松議員	事務費	携帯電話料	9,108	4,554	9,108	0
22	小松議員	広報費	県政報告折込み料	61,379	30,689	61,379	0
23	小松議員	事務費	携帯電話料	6,762	3,381	6,762	0
24	小松議員	広報費	県政報告印刷代	232,000	116,000	232,000	0
25	小松議員	事務費	携帯電話料	5,554	2,777	5,554	0
26	小松議員	事務費	携帯電話料	8,095	4,047	8,095	0
27	小松議員	広報費	県政報告印刷代	110,000	55,000	110,000	0
28	小松議員	事務費	携帯電話料	8,278	4,139	8,278	0
				1,289,159	592,573	1,289,159	0

県民クラブ・公明 木曾支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	66,600	33,300	66,600	0
2	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	93,240	46,620	93,240	0
3	村上議員	資料作成費	コピー代	111,880	55,940	111,880	0
4	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	106,600	53,300	106,600	0
5	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	106,600	53,300	106,600	0
6	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	79,940	39,970	79,940	0
7	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	66,600	33,300	66,600	0
8	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	79,920	39,960	79,920	0
9	村上議員	調査研究費	環境省へ本県山小屋の状況等の調査研究のための交通費	20,920	10,460	20,920	0
10	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	67,960	33,980	67,960	0
11	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	93,260	46,630	93,260	0
12	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	66,600	33,300	66,600	0
13	村上議員	調査研究費	会派控室での調査研究のための交通費	79,920	39,960	79,920	0
14	村上議員	広報費	県政報告の印刷代、企画代	91,125	22,781	91,125	0
				1,131,165	542,801	1,131,165	0

県民クラブ・公明 平成23年度会議費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	本部	会議費	年間調査項目に関する会派総会のための交通費	41,380	41,380	41,380	0
2	本部	会議費	年間計画等の打合せ	35,740	17,870	35,740	0
3	本部	会議費	コーヒー代	5,320	2,660	5,320	0
4	本部	会議費	6月定例会に関する会派総会のための交通費、宿泊費等	61,670	61,670	61,670	0
5	本部	会議費	6月定例会に関する会派総会ための交通費	20,870	10,435	20,870	0
6	本部	会議費	会議室利用料、交通費	26,530	26,530	26,530	0
7	本部	会議費	お茶代	12,600	6,300	12,600	0
8	本部	会議費	会派総会ための交通費	36,760	18,380	36,760	0
9	本部	会議費	9月定例会等に関する会派総会のための交通費	38,040	19,020	38,040	0
10	本部	会議費	コーヒー代	10,150	5,075	10,150	0

11	本部	会議費	11月定例会の対応等に関する会派総会のための交通費	35,750	35,750	35,750	0
12	本部	会議費	11月定例会の対応等に関する会派総会のための交通費	40,170	40,170	40,170	0
13	本部	会議費	11月定例会の対応等に関する会派総会のための交通費	46,000	46,000	46,000	0
14	本部	会議費	11月定例会の対応等に関する会派総会のための交通費	34,400	34,400	34,400	0
15	本部	会議費	お茶、コーヒー代	24,830	12,415	24,830	0
16	本部	会議費	2月定例会の対応、知事要望等に関する会派総会のための交通費	67,300	67,300	67,300	0
17	本部	会議費	2月定例会に関する会派のあり方と方針協議のための交通費	19,540	19,540	19,540	0
18	本部	会議費	2月定例会の対応等に関する会派総会ための交通費、宿泊費等	15,480	15,480	15,480	0
19	本部	会議費	コーヒー、紅茶代	6,250	3,125	6,250	0
				578,780	483,500	578,780	0

県民クラブ・公明 合計				9,791,296	5,048,415	9,776,386	0
-------------	--	--	--	-----------	-----------	-----------	---

日本共産党県議団 事務費・人件費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	5月分事務費	4,077	2,038	4,077	0
2	議員控室	事務費	6月分事務費	75,351	37,675	75,351	0
3	議員控室	事務費	7月分事務費	80,872	40,436	80,872	0
4	議員控室	事務費	8月分事務費	43,678	21,839	43,678	0
5	議員控室	事務費	9月分事務費	35,288	17,644	35,288	0
6	議員控室	事務費	10月分事務費	37,692	18,846	37,692	0
7	議員控室	事務費	11月分事務費	43,688	21,844	43,688	0
8	議員控室	事務費	12月分事務費	108,254	54,127	108,254	0
9	議員控室	事務費	1月分事務費	104,520	52,260	104,520	0
10	議員控室	事務費	2月分事務費	215,324	107,662	215,324	0
11	議員控室	事務費	3月分事務費	331,905	165,952	331,905	0
12	議員控室	人件費	5月分人件費	381,887	190,943	381,887	0
13	議員控室	人件費	6月分人件費	561,345	280,672	561,345	0
14	議員控室	人件費	7月分人件費	458,795	229,397	458,795	0
15	議員控室	人件費	8月分人件費	808,187	404,093	808,187	0
16	議員控室	人件費	9月分人件費	327,487	163,743	327,487	0
17	議員控室	人件費	10月分人件費	440,090	220,045	440,090	0
18	議員控室	人件費	11月分人件費	463,495	231,747	463,495	0
19	議員控室	人件費	12月分人件費	831,712	415,856	831,712	0
20	議員控室	人件費	1月分人件費	724,130	362,065	724,130	0
21	議員控室	人件費	2月分人件費	586,445	293,222	586,445	0
22	議員控室	人件費	3月分人件費	897,338	448,669	897,338	0
				7,561,560	3,780,775	7,561,560	0

日本共産党県議団 資料作成費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー代5月分	13,320	6,660	13,320	0
2	議員控室	資料作成費	コピー代6月分	15,690	7,845	15,690	0
3	議員控室	資料作成費	コピー代7月分	4,900	2,450	4,900	0
4	議員控室	資料作成費	コピー代8月分	19,415	9,707	19,415	0
5	議員控室	資料作成費	コピー代9月分	6,625	3,312	6,625	0
6	議員控室	資料作成費	コピー代10月分	3,515	1,757	3,515	0
7	議員控室	資料作成費	コピー代11月分	16,975	8,487	16,975	0
8	議員控室	資料作成費	コピー代12月分、コピー代(リソグラフ)	7,645	3,822	7,645	0
9	議員控室	資料作成費	コピー代(リソグラフ)	1,800	900	1,800	0
10	議員控室	資料作成費	コピー代2月分	12,905	6,452	12,905	0
11	議員控室	資料作成費	コピー代3月分	16,830	8,415	16,830	0
				119,620	59,807	119,620	0

日本共産党県議団 広報費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	広報費	ホームページ管理料5月分	27,000	13,500	27,000	0
2	議員控室	広報費	臨時議会報告印刷代	312,564	156,282	312,564	0
3	議員控室	広報費	ホームページ管理料6月分	27,000	13,500	27,000	0
4	議員控室	広報費	ホームページ管理料7月分	27,000	13,500	27,000	0
5	議員控室	広報費	県議会報告No2印刷代	339,774	169,887	339,774	0
6	議員控室	広報費	県議会報告No2折込み料、増刷代	326,282	163,141	326,282	0
7	議員控室	広報費	ホームページ管理料8月分	27,000	13,500	27,000	0
8	議員控室	広報費	ホームページ管理料9月分	27,000	13,500	27,000	0
9	議員控室	広報費	県議会報告No3印刷代	473,541	236,770	473,541	0
10	議員控室	広報費	ホームページ管理料10月分	27,000	13,500	27,000	0
11	議員控室	広報費	県議会報告No3折込み料	147,448	73,724	147,448	0
12	議員控室	広報費	ホームページ管理料11、12月分	54,210	27,105	54,210	0
13	議員控室	広報費	県議会報告No4印刷代	1,106,143	553,071	1,106,143	0
14	議員控室	広報費	県議会報告No4増刷代	54,600	27,300	54,600	0
15	議員控室	広報費	県議会報告No4折込み料	453,977	226,988	453,977	0
16	議員控室	広報費	新春2大企画印刷代、折込み料	90,295	45,147	90,295	0
17	議員控室	広報費	ホームページ管理料1月分	27,000	13,500	27,000	0
18	議員控室	広報費	ホームページ管理料2月分	27,000	13,500	27,000	0
19	議員控室	広報費	ホームページ管理料3月分	27,000	13,500	27,000	0
20	議員控室	広報費	県議会報告3月号外印刷代、折込み料	978,235	489,117	978,235	0
21	議員控室	広報費	県議会報告No5折込み料	182,910	91,455	182,910	0
22	議員控室	広報費	県議会報告3月号外折込み代	92,577	46,288	92,577	0

23	議員控室	広報費	県議会報告No5印刷代、折込み料	1,535,855	767,927	1,535,855	0
				6,391,411	3,195,702	6,391,411	0

日本共産党県議団 会議費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	会議費	23年5月26日から24年3月28日までの団会議、代表質問検討会議交通費	588,620	294,310	588,620	0

日本共産党県議団 合計				14,661,211	7,330,594	14,661,211	0
-------------	--	--	--	------------	-----------	------------	---

県政ながの 本部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	本部	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
2	本部	事務費	ゴム印代	5,610	2,805	5,610	0
3	本部	人件費	5月分給与	313,434	156,717	313,434	0
4	本部	資料購入費	長野県官公庁団体職員録代	4,600	2,300	4,600	0
5	本部	事務費	6月分電話代等事務費	34,814	17,407	34,814	0
6	本部	人件費	6月分給与	270,734	135,367	270,734	0
7	本部	事務費	7月分電話代等事務費	54,446	27,223	54,446	0
8	本部	人件費	7月分給与	277,792	138,896	277,792	0
9	本部	事務費	8月分電話代等事務費	21,338	10,669	21,338	0
10	本部	人件費	8月分給与	244,734	122,367	244,734	0
11	本部	事務費	9月分電話代等事務費	32,850	16,425	32,850	0
12	本部	人件費	9月分給与	277,699	138,849	277,699	0
13	本部	事務費	10月分電話代等事務費	45,577	22,788	45,577	0
14	本部	人件費	10月分給与	244,999	122,499	244,999	0
15	本部	事務費	11月分電話代等事務費	23,030	11,515	23,030	0
16	本部	人件費	11月分給与	283,399	141,699	283,399	0
17	本部	事務費	12月分電話代等事務費	34,531	17,265	34,531	0
18	本部	人件費	12月分給与	262,999	131,499	262,999	0
19	本部	広報費	県政ながのだより印刷代	189,315	94,657	189,315	0
20	本部	事務費	1月分事務費集計	26,041	13,020	26,041	0
21	本部	人件費	1月分給与	213,199	106,599	213,199	0
22	本部	事務費	2月分事務費集計	22,808	11,404	22,808	0
23	本部	人件費	2月分給与	305,599	152,799	305,599	0
24	本部	事務費	3月分事務費集計	135,357	67,678	135,357	0
25	本部	人件費	3月分給与	308,374	154,187	308,374	0
				3,635,879	1,817,934	3,635,879	0

県政ながの 長野南支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	高橋議員	人件費	5月分日当	114,000	57,000	114,000	0
2	高橋議員	広報費	県政ニュース印刷代	93,419	46,709	93,419	0
3	高橋議員	事務費	携帯電話料	4,296	2,148	4,296	0
4	高橋議員	人件費	6月分日当	132,000	66,000	132,000	0
5	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,912	1,456	2,912	0
6	高橋議員	人件費	7月分日当	120,000	60,000	120,000	0
7	高橋議員	広報費	県政ニュース送料	39,245	19,622	39,245	0
8	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,999	1,499	2,999	0
9	高橋議員	人件費	8月分日当	132,000	66,000	132,000	0
10	高橋議員	事務費	携帯電話料	4,276	2,138	4,276	0
11	高橋議員	人件費	9月分日当	114,000	57,000	114,000	0
12	高橋議員	資料購入費	「二宮金次郎の一生」等2冊本代	3,560	3,560	3,560	0
13	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,139	1,069	2,139	0
14	高橋議員	人件費	10月分日当	120,000	60,000	120,000	0
15	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,937	1,468	2,937	0
16	高橋議員	人件費	11月分日当	120,000	60,000	120,000	0
17	高橋議員	広報費	県政ニュース印刷代、送料	47,055	35,291	47,055	0
18	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,409	1,204	2,409	0
19	高橋議員	人件費	12月分日当	114,000	57,000	114,000	0
20	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,392	1,196	2,392	0
21	高橋議員	人件費	1月分日当	114,000	57,000	114,000	0
22	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,461	1,230	2,461	0
23	高橋議員	人件費	2月分日当	126,000	63,000	126,000	0
24	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,096	1,048	2,096	0
25	高橋議員	人件費	3月分日当	132,000	66,000	132,000	0
				1,550,196	789,352	1,550,196	0

県政ながの 長野中央支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	鈴木議員	資料購入費	「日中韓歴史大論争」等8冊本代	8,709	8,709	8,709	0
2	鈴木議員	人件費	5月分日当	86,000	43,000	86,000	0
3	鈴木議員	資料購入費	「故事遍歴」本代	1,000	1,000	1,000	0
4	鈴木議員	人件費	6月分日当	88,000	44,000	88,000	0
5	鈴木議員	資料購入費	「字訓」等5冊本代	15,962	15,962	15,962	0
6	鈴木議員	人件費	7月分日当	83,000	41,500	83,000	0
7	鈴木議員	資料購入費	「心の貌」等5冊本代	8,270	8,270	8,270	0

8	鈴木議員	人件費	8月分日当	84,000	42,000	84,000	0
9	鈴木議員	人件費	9月分日当	85,000	42,500	85,000	0
10	鈴木議員	資料購入費	「修験のころ」等7冊本代	9,720	9,720	9,720	0
11	鈴木議員	人件費	10月分日当	86,000	43,000	86,000	0
12	鈴木議員	人件費	11月分日当	90,000	45,000	90,000	0
13	鈴木議員	資料購入費	「神も仏も大好きな日本人」等3冊本代	3,686	3,686	3,686	0
14	鈴木議員	人件費	12月分日当	90,000	45,000	90,000	0
15	鈴木議員	資料購入費	「漢好と英雄の満州」等2冊本代	3,465	3,465	3,465	0
16	鈴木議員	人件費	1月分日当	90,000	45,000	90,000	0
17	鈴木議員	資料購入費	「父・金正日と私」等4冊本代	6,720	6,720	6,720	0
18	鈴木議員	人件費	2月分日当	90,000	45,000	90,000	0
19	鈴木議員	資料購入費	「私が出会った殺人者たち」本代	1,785	1,785	1,785	0
20	鈴木議員	広報費	県政ながのだより印刷代、送料	283,552	283,552	283,552	0
21	鈴木議員	人件費	3月分日当	90,000	45,000	90,000	0
				1,304,869	823,869	1,304,869	0

県政ながの 飯水支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	宮本議員	事務費	携帯電話料	10,045	5,022	10,045	0
2	宮本議員	人件費	5月分日当	72,200	36,100	72,200	0
3	宮本議員	事務費	携帯電話料	5,136	2,568	5,136	0
4	宮本議員	人件費	6月分日当	57,000	28,500	57,000	0
5	宮本議員	資料購入費	月刊「致知」等購読料	21,000	21,000	21,000	0
6	宮本議員	事務費	携帯電話料	5,881	2,940	5,881	0
7	宮本議員	人件費	7月分日当	57,950	28,975	57,950	0
8	宮本議員	広報費	県政ながのだより印刷代、折込み料	277,990	138,995	277,990	0
9	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,201	2,100	4,201	0
10	宮本議員	人件費	8月分日当	57,000	28,500	57,000	0
11	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,020	2,010	4,020	0
12	宮本議員	人件費	9月分日当	58,900	29,450	58,900	0
13	宮本議員	資料購入費	「昇一塾」等購読料	7,615	7,615	7,615	0
14	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,334	2,167	4,334	0
15	宮本議員	人件費	10月分日当	57,950	28,975	57,950	0
16	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,877	2,438	4,877	0
17	宮本議員	人件費	11月分日当	57,000	28,500	57,000	0
18	宮本議員	事務費	携帯電話料	5,616	2,808	5,616	0
19	宮本議員	人件費	12月分日当	57,000	28,500	57,000	0
20	宮本議員	広報費	県政ながのだより印刷代	148,129	70,166	148,129	0
21	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,809	2,404	4,809	0
22	宮本議員	人件費	1月分日当	70,300	35,150	70,300	0
23	宮本議員	広報費	県政ながのだより折込み料	24,577	11,641	24,577	0
24	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,592	2,296	4,592	0
25	宮本議員	人件費	2月分日当	86,450	43,225	86,450	0
26	宮本議員	事務費	携帯電話料	5,551	2,775	5,551	0
27	宮本議員	人件費	3月分日当	69,350	34,675	69,350	0
				1,239,473	629,495	1,239,473	0

県政ながの 駒ヶ根支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	佐々木議員	人件費	5月分日当	100,000	50,000	100,000	0
2	佐々木議員	研修費	人間サイエンスの会会費	14,667	14,667	14,667	0
3	佐々木議員	人件費	6月分日当	100,000	50,000	100,000	0
4	佐々木議員	人件費	7月分日当	100,000	50,000	100,000	0
5	佐々木議員	資料購入費	「ダスキンの鈴木清一の不屈の精神」等12冊本代	22,025	11,012	21,855	0
6	佐々木議員	人件費	8月分日当	100,000	50,000	100,000	0
7	佐々木議員	資料購入費	「続マーフィーの法則」等6冊本代	6,841	6,841	6,841	0
8	佐々木議員	人件費	9月分日当	97,000	48,500	97,000	0
9	佐々木議員	人件費	10月分日当	99,000	49,500	99,000	0
10	佐々木議員	人件費	11月分日当	103,000	51,500	103,000	0
11	佐々木議員	資料購入費	「韓非子の法」等7冊本代	7,774	7,774	7,774	0
12	佐々木議員	資料購入費	「豊かな心で豊かな暮らし」等5冊本代	7,015	7,015	7,015	0
13	佐々木議員	人件費	12月分日当	100,000	50,000	100,000	0
14	佐々木議員	人件費	1月分日当	78,000	39,000	78,000	0
15	佐々木議員	人件費	2月分日当	81,000	40,500	81,000	0
16	佐々木議員	資料購入費	月刊「致知」購読料	10,000	10,000	10,000	0
17	佐々木議員	広報費	県政報告印刷代、折込み料	94,500	47,250	94,500	0
18	佐々木議員	人件費	3月分日当	91,000	45,500	91,000	0
				1,211,822	629,059	1,211,652	0

県政ながの 諏訪支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	金子議員	事務費	携帯電話料	6,705	3,352	6,705	0
2	金子議員	人件費	5月分日当	94,775	47,387	94,775	0
3	金子議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
4	金子議員	事務費	携帯電話料	6,705	3,352	6,705	0
5	金子議員	人件費	6月分日当	86,275	43,137	86,275	0
6	金子議員	資料購入費	「祖国とは国語」等3冊本代	3,129	3,129	3,129	0
7	金子議員	広報費	「ゆかりんの県政報告」資料作成費、印刷代	53,600	40,200	53,600	0
8	金子議員	人件費	7月分日当	100,725	50,362	100,725	0

9	金子議員	広報費	県政報告会会場費等	125,504	125,504	125,504	0
10	金子議員	事務費	携帯電話料	7,115	3,557	7,115	0
11	金子議員	事務費	携帯電話料	6,705	3,352	6,705	0
12	金子議員	人件費	8月分日当	73,950	36,975	73,950	0
13	金子議員	広報費	「ゆかりんの県政報告」送料	13,779	10,334	13,779	0
14	金子議員	事務費	携帯電話料	11,924	5,962	11,924	0
15	金子議員	人件費	9月分日当	88,400	44,200	88,400	0
16	金子議員	事務費	携帯電話料	5,290	2,645	5,290	0
17	金子議員	人件費	10月分日当	123,250	61,625	123,250	0
18	金子議員	広報費	「ゆかりんの県政報告」資料作成印刷費、送料	61,952	45,648	61,952	0
19	金子議員	事務費	携帯電話料	5,290	2,645	5,290	0
20	金子議員	人件費	11月分日当	82,875	41,437	82,875	0
21	金子議員	事務費	携帯電話料	5,290	2,645	5,290	0
22	金子議員	人件費	12月分日当	88,825	44,412	88,825	0
23	金子議員	広報費	「ゆかりんの県政報告」資料作成費	18,000	14,000	18,000	0
24	金子議員	事務費	携帯電話料	5,290	2,645	5,290	0
25	金子議員	人件費	1月分日当	74,800	37,400	74,800	0
26	金子議員	広報費	県政報告会会場費等諸経費、新聞広告料	93,815	93,815	93,815	0
27	金子議員	広報費	「ゆかりんの県政報告」印刷代、折込み代	214,278	166,660	214,278	0
28	金子議員	事務費	携帯電話料	5,289	2,644	5,289	0
29	金子議員	人件費	2月分日当	104,550	52,275	104,550	0
30	金子議員	広報費	県政報告会開催新聞広告料	9,450	9,450	9,450	0
31	金子議員	人件費	3月分日当	83,725	41,862	83,725	0
				1,663,860	1,043,911	1,663,860	0

県政ながの 伊那支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	向山議員	事務費	携帯電話料	4,243	2,121	4,243	0
2	向山議員	人件費	5月分日当	107,350	53,675	107,350	0
3	向山議員	事務費	携帯電話料	4,243	2,121	4,243	0
4	向山議員	人件費	6月分日当	103,550	51,775	103,550	0
5	向山議員	事務費	携帯電話料	4,243	2,121	4,243	0
6	向山議員	人件費	7月分日当	95,950	47,975	95,950	0
7	向山議員	事務費	携帯電話料	4,243	2,121	4,243	0
8	向山議員	人件費	8月分日当	93,100	46,550	93,100	0
9	向山議員	会議費	県建設部へ入札制度について提案等のための交通費	9,950	9,950	9,950	0
10	向山議員	事務費	携帯電話料	4,243	2,121	4,243	0
11	向山議員	人件費	9月分日当	113,050	56,525	113,050	0
12	向山議員	事務費	携帯電話料	4,768	2,384	4,768	0
13	向山議員	人件費	10月分日当	106,400	53,200	106,400	0
14	向山議員	事務費	携帯電話料	4,243	2,121	4,243	0
15	向山議員	人件費	11月分日当	103,550	51,775	103,550	0
16	向山議員	広報費	県政ながの新年号作成料	114,000	84,000	114,000	0
17	向山議員	事務費	携帯電話料	4,243	2,121	4,243	0
18	向山議員	人件費	12月分日当	98,800	49,400	98,800	0
19	向山議員	広報費	県政ながの新年号折込み料、送料	44,863	35,418	44,863	0
20	向山議員	事務費	携帯電話料	4,242	2,121	4,242	0
21	向山議員	人件費	1月分日当	106,400	53,200	106,400	0
22	向山議員	研修費	県政ながの総会、研修会の交通費	11,050	5,525	11,050	0
23	向山議員	事務費	携帯電話料	4,242	2,121	4,242	0
24	向山議員	人件費	2月分日当	103,550	51,775	103,550	0
25	向山議員	広報費	県政ながの用写真プリント代、印刷代、折込み料、送料	246,066	123,033	246,066	0
26	向山議員	事務費	携帯電話料	4,242	2,121	4,242	0
27	向山議員	人件費	3月分日当	95,950	47,975	95,950	0
				1,600,774	845,345	1,600,774	0

県政ながの 平成23年度分調査研究費・会議費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	本部	会議費	会派総会交通費	24,990	12,495	24,990	0
2	本部	会議費	会派総会交通費	7,940	3,970	7,940	0
3	本部	会議費	会派総会交通費	7,370	3,685	7,370	0
4	本部	会議費	議会改革調査会交通費	6,520	6,520	6,520	0
5	本部	会議費	会派総会交通費	73,360	36,680	73,360	0
6	本部	調査研究費	愛媛県、高知県へ視察調査のための交通費	368,161	184,080	368,161	0
7	本部	会議費	会派総会勉強会の交通費、宿泊費	72,830	36,415	72,830	0
8	高橋議員	調査研究費	沖縄県「信濃の塔」追悼式参加のための交通費、宿泊費	84,780	84,780	84,780	0
9	鈴木議員	調査研究費	衆議院議員と憲法改正等意見交換のための交通費、宿泊費	26,690	26,690	26,690	0
10	宮本議員	調査研究費	ふるさと森づくり県民の集い植樹等のための交通費	9,920	4,960	9,920	0
11	宮本議員	調査研究費	県建設部へ提言等のための交通費	3,090	3,090	3,090	0
12	宮本議員	調査研究費	皇太子殿下特別奉迎、国道整備促進要望等のための交通費	8,930	8,930	8,930	0
13	宮本議員	調査研究費	広島県関係者等と意見交換のための交通費	39,544	19,772	39,544	0
14	宮本議員	調査研究費	豪雪対策の知事要望のための交通費	2,820	2,820	2,820	0
15	佐々木議員	調査研究費	県建設部へ提言等のための交通費	10,350	10,350	10,350	0
16	佐々木議員	調査研究費	少林寺拳法指導者へ意見聴取等のための交通費	6,300	6,300	6,300	0
17	金子議員	調査研究費	県警察本部長へ要望のための交通費	9,500	9,500	9,500	0
18	金子議員	調査研究費	県消防協会と意見交換のための交通費	3,760	3,760	3,760	0
19	金子議員	調査研究費	国交省へ国道20号バイパス促進要望のための交通費、宿泊費	39,010	39,010	39,010	0
20	金子議員	調査研究費	県教育委員会へ要望活動のための交通費	9,700	9,700	9,700	0
21	向山議員	調査研究費	中央行政関係者へ要望等のための交通費	13,420	13,420	13,420	0
22	向山議員	調査研究費	NHKへ大河ドラマに関する要望活動のための交通費	22,790	11,395	22,790	0

23	向山議員	調査研究費	県建設部へ152号線の整備促進要望のための交通費	11,050	11,050	11,050	0
24	向山議員	調査研究費	県建設部長へ提案等のための交通費	11,050	11,050	11,050	0
25	向山議員	調査研究費	国交省等へ幹線道路必要性等に関する要請等のための交通費	16,400	16,400	16,400	0
26	向山議員	調査研究費	文科省等へ県営球場改修要請等のための交通費	13,020	13,020	13,020	0
				903,295	589,842	903,295	0

県政ながの 合計				13,110,168	7,168,807	13,109,998	0
----------	--	--	--	------------	-----------	------------	---

無所属改革クラブ 議員控室

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	23年5月から24年3月までのコピー代等事務費	144,263	72,131	144,263	0
2	議員控室	会議費	23年5月から24年3月までの会議費	28,440	14,220	28,440	0
				172,703	86,351	172,703	0

無所属改革クラブ 須高支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	永井議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	750	1,300	0
2	永井議員	資料購入費	「ここがロードス島だ」本代	2,310	2,310	2,310	0
3	永井議員	会議費	打合せ会議会場費等	5,041	5,041	5,041	0
				8,651	8,101	8,651	0

無所属改革クラブ 中野下高井支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	小林議員	広報費	県政レポート印刷代、送料、折込み料	296,385	74,096	296,385	0
2	小林議員	調査研究費	5団体による県建設部への提言、要望活動のための交通	1,800	1,800	1,800	0
				298,185	75,896	298,185	0

無所属改革クラブ 合計				479,539	170,348	479,539	0
-------------	--	--	--	---------	---------	---------	---

信州さきがけ

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	今井議員	人件費	人件費	1,394,200	697,100	1,394,200	0
2	本部	事務費	本部会計事務費	119,054	59,527	0	0
3	今井議員	広報費	県政報告送料	77,000	19,250	77,000	0
4	今井議員	広報費	県政報告送料	18,765	4,691	18,765	0
5	今井議員	広報費	県政報告印刷代	89,250	22,312	89,250	0
信州さきがけ 合計				1,698,269	802,880	1,579,215	0

7会派 合計				101,074,616	54,288,301	100,426,724	0
--------	--	--	--	-------------	------------	-------------	---

創志会

支出内容
平成23年4月分のみの支出

改革・緑新

支出内容
平成23年4月分のみの支出